

平成21年4月1日
地方独立行政法人秋田県立病院機構規程第5号

地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人秋田県立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第31条第2項に基づき、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（就業規則第3条の規定の適用を受ける職員に限る。以下「職員」という。）に支給する給与の決定及び支払い等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与の決定及び支払い等に関し、この規程に定めのない事項については、秋田県が制定する条例及び当該条例の規定に基づき秋田県人事委員会が定める規則並びにこれらの規定に基づいて秋田県知事が定める細目において定める給与の決定及び支払い等の手続等の例による。

(給与)

第3条 この規程で「給与」とは、給料並びに管理職手当、役職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業医手当、新興感染症看護手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給料)

第4条 給料は、就業規則第11条及び第14条から第17条までに規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）に係る勤務の対償として職員に支給する。

(給与の口座振替による支払)

第5条 給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

(給与からの控除)

第6条 前条の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項に基づく協定により給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して給与を支払うものとする。

(給料表)

第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表(別表第1)

(2) 研究職給料表(別表第2)

(3) 医療職給料表(別表第3)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

エ 医療職給料表(4)

オ 医療職給料表(5)

(4) 技能職給料表(別表第4)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第5に定める級別標準職務表(以下「級別標準職務表」という。)のとおりとする。

(初任給の基準)

第8条 職員の職務の級は、級別標準職務表により、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長が別に定める基準に定める資格を有していること。

ア 事務職給料表の職務の級六級、七級、八級及び九級

イ 研究職給料表の職務の級四級及び五級

ウ 医療職給料表(1)の職務の級三級及び四級

エ 医療職給料表(2)の職務の級六級

オ 医療職給料表(3)の職務の級六級

カ 医療職給料表(4)の職務の級四級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について別表第6に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定める資格を有していること。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第7に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第9条又は第10条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等(学歴免許等の資格については、別表第8に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。)の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

- 4 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 5 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して、別表第9に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。
- 6 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、理事長が別に定めるところにより号給を調整することができる。
- 7 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前項の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。
 - (1) 国家公務員及び地方公務員
 - (2) 他の一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する一般地方独立行政法人をいう。）に常時勤務する職員
 - (3) 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者
- 8 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある研究員、医師等の職に職員を採用しようとする場合で、第6項の規定による場合にはその採用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。
- 9 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第2項第1号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第6項から前項までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。
- 10 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。
- 11 第3項から前項までに規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 12 職員のうち、就業規則第51条第1項の規定により再雇用された再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、就業規則第52条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を第11条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇格)

- 第9条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第10に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

第10条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以下下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。))にあつては、3号給)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別の場合の昇給)

第12条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がいの状態となった場合等、その他特に必要があると認められる場合には、昇給をさせることができる。

(復職時等における号給の調整)

第13条 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、若しくは再び勤務するに至った場合において他の職員との権衡上必要があると認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給)

第14条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。
- 3 給料の調整額(第16条第3項に規定する給料の調整額をいう。)、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び新興感染症看護手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当については、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は一の給与期間の分を翌月の給料支給の日までに支給するものとする。
- 5 特殊勤務手当のうち手当の額が月で定められているものは、前項の規定にかかわらず、給料の支給方法に準じて支給する。

(新たに職員となった者等の給料の支給方法等)

第15条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、昇給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から就業規則第18条に規定する休日及び同規則第19条に規定する週休日(以下「休日等」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第16条 理事長は、職員のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にあることにより、第4条第1項に規定する給料表を適用することが適当でないと認められる職にある職員に対しては、その特殊性に基づき、給料を調整することができる。

- 2 給料の調整を行う職は、別表第11に定める給料の調整に係る適用区分表(以下「適用区分表」という。)の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 第1項の規定に基づき調整される額(以下「給料の調整額」という。)は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて、別表第11の2に定める調整基本額表(以下「調整基本額表」という。)の調整基本額欄に掲げる額(その額が給料月額 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 4 給料の調整額は、その調整前における給料月額 100 分の 25 をこえてはならない。
- 5 第25条及び第29条規定は、第1項の規定により給料の調整額を支給される者には適用しない。

(管理職手当)

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び区分は別表第12のとおりとし、支給額は別表第12の2に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定による管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 100 分の 25 を超えてはならない。
- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない。
- 5 第17条の2、第25条、第33条及び第34条の規定は、第1項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。ただし、管理又は監督の地位にある職員が管理又は監督の地位にない職員の職務を兼ねる場合にあっては、当該職務については第33条及び第34条の規定を適用する。

(役職手当)

第17条の2 役職手当は、特定の事務を管理・調整し、その事務に従事する職員を指揮する地位にある職員に支給する。

- 2 役職手当を支給する職及び支給額は別表第12の3に掲げるとおりとする。
- 3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、役職手当は支給することができない。

(初任給調整手当)

第18条 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職として新たに採用された職員に対して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 3 初任給調整手当を支給する期間の区分及び支給額は、別表第13に掲げるとおりとする。
- 4 第1項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 5 その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級かつ病院長の職務にあるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「病院長等」という。)に対しては、支給しない。

- 2 前項本文の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているも

のをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障がい者(心身の障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。)

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「副病院長等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族(病院長等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、病院長等から病院長等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(病院長等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び病院長等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(病院長等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、病院長等から病院長等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が病院長等以外の職員となった日、職員に扶養親族(病院長等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌日(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、病院長等以外の職員から病院長等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が病院長等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(病院長等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出にかか

るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（病院長等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある病院長等が病院長等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある副病院長等が副病院長等及び病院長等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で病院長等以外の者が病院長等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で副病院長等及び病院長等以外のものが副病院長等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第20条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮し、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料月額及び給料の調整額の月額（以下「給料の月額」という。）、並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 前項の規定に関わらず、平成22年3月31日までの間、同項中「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県及び法人が設置する公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）

- (2) 第23条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県及び法人が設置する公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
- ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第22条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車、原動機付の交通用具及び自転車その他理事長がこれに準ずると認めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間の

- うち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
(再雇用職員で、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、それぞれ次に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。)とする。
- ア 自動車(自動二輪車を除く。)を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第14の表に掲げる額
- イ 自動車(自動二輪車を除く。)以外の交通の用具を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第14の表に掲げる額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の 利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、理事長が別に定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)が40,000円を超えるときは、支給単位期間につき、40,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が40,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、40,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月(前項第1号に規定する通勤手当にあつては、支給単位期間に係る最初の月の翌月)の給料の支給日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第23条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。

3 理事長が別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第24条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉業務手当

(2) 放射線取扱手当

(3) 夜間看護等手当

(4) 救急診療待機手当

(5) 夜間等特別巡回診療手当

(6) 日深勤務特別手当

(7) 救急患者対応手当

- (8) 応援診療手当
- (9) 防疫等業務手当
- (10) コロナワクチン接種業務手当
- (11) 解剖補助作業手当
- (12) 手術補助作業手当
- (13) 航空手当
- (14) 救急自動車運転手当
- (15) 災害時派遣手当

(社会福祉業務手当)

第25条 社会福祉業務手当は、リハビリテーション・精神医療センターに勤務する職員が、精神障害者その他これらに準ずる者に対して行う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務一月につき11,800円とする。

(放射線取扱手当)

第26条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したとき（月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第8条第2項及び第3項（ただし書を除く。）に規定する測定方法により測定した場合に100マイクロシーベルト以上であった場合に限る。）に支給する。

- (1) エックス線その他の放射線を照射する作業
- (2) 前号に掲げるもののほか、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第1条第1号に規定する管理区域内、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の16第1項に規定する管理区域内若しくは電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において行う同令第2条第3項に規定する放射線業務、これらの管理区域に一時的に立ち入る作業又は同令第7条第1項に規定する緊急作業

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した月1月につき7,000円とする。

(夜間看護等手当)

第27条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 看護師、准看護師若しくは介護福祉士が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前をいう。）において行われる看護及び介護等の業務に従事したとき。
- (2) 研究職給料表又は医療職給料表の適用を受ける職員のうち、救急患者（救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれがあるため集中治療室等に入院している患者をいう。次項において同じ。）に対処するために自宅等で待機することを命ぜられた職員が、待機を命ぜられた期間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、所定の勤務時間以外の時間において1時間以上手術等の業務に従事したとき。

2 前項第1号の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3, 550円
 - (2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3, 100円
 - (3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2, 150円
- 3 第1項第2号の手当の額は、勤務一回につき 1, 700円とする。

(救急診療待機手当)

第27条の2 救急診療待機手当は次の場合に支給する。

- (1) 循環器・脳脊髄センターにおいて、年間を通じ恒常的に発生が見込まれる脳・循環器疾患の急患対応又は手術業務に従事するため、所定の勤務時間外に待機命令を受けた医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士及び臨床検査技師に支給する。
- (2) リハビリテーション・精神医療センターにおいて、年間を通じ恒常的に発生が見込まれる精神科救急業務又は入院患者の病状の急変等に伴う検査業務に従事するため、所定の勤務時間外に待機命令を受けた精神保健指定医及び診療放射線技師に支給する。

2 前項に掲げる手当の額は、待機1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 8時30分から17時15分までの待機命令 1, 200円
- (2) 17時15分から8時30分までの待機命令 1, 200円
- (3) 8時30分から翌8時30分までの待機命令 2, 400円

3 待機命令を受けた職員がやむを得ない理由により他の者に待機を交代した場合、それぞれの待機時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする。)に応じて、前号各号に規定する額を案分した額(50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円とする。)を、当初に命令を受けた待機者及び交替後の待機者にそれぞれ支給する。

(夜間等特別巡回診療手当)

第27条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、リハビリテーション・精神医療センター病院長の指定する者が、次の各号に掲げる夜間及び休日等の所定の勤務時間外に、重篤な入院患者の様態確認のため巡回診療した場合、夜間等特別巡回診療手当を支給する。

- 一 就業規則第12条第1項に規定する終業の時刻から始業の時刻までの間
- 二 就業規則第18条第1項各号に規定する休日及び就業規則第19条に規定する週休日それぞれの日における就業規則第12条第1項に規定する始業の時刻から終業までの間

2 夜間等特別巡回診療手当の額は、20, 000円とする。

(日深勤務特別手当)

第27条の4 日深勤務特別手当は、リハビリテーション・精神医療センターに勤務する職員が、就業規則第14条に規定するシフト勤務で日勤に続き深夜勤に従事する場合で、高速自動車道を利用した出勤が理事長が別に定める基準に照らして労働環境の改善に相当程度資するものであると認められる職員(高速自動車道を利用する距離が15キロメートル未満であるものを除く。)に支給する。

2 前項の手当の額は、原則として日勤に続き深夜勤に従事したときの出勤時に係る高速料金の実費額とす

る。

3 前2項の規定は、第22条第3項又は同条第4項の規定による通勤手当を支給される者には適用しない。

4 その他日深勤務特別手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(救急患者対応手当)

第27条の5 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が、就業規則第12条第1項に規定する終業の時刻から始業の時刻まで、就業規則第18条第1項各号に規定する休日及び就業規則第19条に規定する週休日において、救急の外来患者に対応した場合、救急患者対応手当を支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) リハビリテーション・精神医療センターにおける精神科救急の外来患者(入院の場合)1人につき
7,000円

(2) リハビリテーション・精神医療センターにおける精神科救急の外来患者(入院以外の場合)1人につき
3,000円

(3) その他救急の外来患者(入院の場合)1人につき
4,000円

(応援診療手当)

第27条の6 応援診療手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員が次の各号に掲げる応援診療業務に従事したときに支給する。

(1) 循環器・脳脊髄センターに勤務する職員がリハビリテーション・精神医療センターの診療業務に従事したとき

(2) リハビリテーション・精神医療センターに勤務する職員が循環器・脳脊髄センターの診療業務に従事したとき

2 前項の手当の額は、従事した業務1回につき50,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、応援診療手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(防疫等業務手当)

第27条の7 防疫等業務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)の身体に接触して又は患者等に接して行う業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円(患者等の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う業務その他理事長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

3 入院している患者等の身体に接触して又は患者等に接して行う業務に従事したときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を同項の規定による額に加算した額とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員は1日当たり
20,400円

- (2) 医療職給料表(2)、医療職給料表(4)、医療職給料表(5)及び研究職給料表の適用を受ける職員は1日当たり 18,000円
- (3) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員は1勤務当たり 18,000円
- (4) 前2号以外の職員は1日当たり 15,000円

(コロナワクチン接種業務手当)

第27条の8 コロナワクチン接種業務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務(センター内に場所を確保し特別な体制のもとに行う業務に限る)に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。ただし、当該業務に従事した時間が4時間を超える勤務にあっては、その額に100分の200を乗じて得た額とする。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 12,000円
- (2) 医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、医療職給料表(4)、医療職給料表(5)及び研究職給料表の適用を受ける職員 6,000円
- (3) 前2号以外の職員 4,000円

(解剖補助作業手当)

第28条 解剖補助作業手当は、循環器・脳脊髄センターに勤務する職員(医療職給料表(1)の適用を受ける者を除く。)が死体の解剖の補助作業に直接従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、死体1体につき620円とする。

(手術補助作業手当)

第29条 手術補助作業手当は、循環器・脳脊髄センターに勤務する職員(医療職給料表(1)の適用を受ける者を除く。)が手術の補助作業に直接従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき280円とする。

(航空手当)

第30条 航空手当は、職員が、回転翼航空機に搭乗し、救急医療業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき1,900円とする。

3 航空手当を支給される搭乗時間のうち、夜間(日没時から日出時までの間をいう。)の飛行がある場合、1時間につき前項の規定による額にその100分の30に相当する額を加算する。

(救急自動車運転手当)

第31条 循環器・脳脊髄センターに勤務する技能職給料表の適用を受ける職員で、運転業務に従事するものが救急自動車を運転し、救急医療の補助業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき330円とする。

(災害時派遣手当)

第31条の2 災害時派遣手当は、職員が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害発生時（これに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含む。）の医療・救護活動に従事した場合に支給する。

2 災害時派遣手当の額は、前項に規定する業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 20,400円

(2) 医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、医療職給料表(4)、医療職給料表(5)及び研究職給料表の適用を受ける職員 18,000円

(3) 前2号以外の職員 15,000円

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する業務への従事に対し他の団体から相応の手当等が別に支給される場合は支給しない。ただし、その支給される額が前項の規定による額に満たない場合はその差額に相当する額を支給額とする。

(産業医手当)

第31条の3 産業医手当は、地方独立行政法人秋田県立病院機構安全衛生管理規程第12条に規定する産業医に選任された職員に支給する。

2 産業医手当の月額は、10,000円とする。

(新興感染症看護手当)

第31条の4 医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、循環器・脳脊髄センターに勤務する者に新興感染症看護手当を支給する。

2 新興感染症看護手当の額は、月額4,000円（再雇用職員にあつては、4,000円に職員就業規則第52条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を職員就業規則第11条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、新興感染症看護手当は支給することができない。

(給与の減額)

第32条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第33条 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時ま

での間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、理事長が定めるところによりあらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間(以下「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く)に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 所定の勤務時間外に勤務を命じられ、所定の勤務時間外にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 就業規則第19条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給にかかる時間に対しては、当該時間1時間につき、第38条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は、100分の75)から第33条第1項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 再雇用職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

6 再雇用職員が、就業規則第19条第3項の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、第2項の規定は適用しない。

(休日勤務手当)

第34条 就業規則第18条第1項第二号及び第三号に規定する休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第35条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤

務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第36条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。また、その勤務が行われる時間が、勤務が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日で退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、当該各号に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 病院における入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務 20,000円

(2) リハビリテーション・精神医療センターにおける看護業務の管理又は監督の業務を主として行う宿日直勤務 6,900円

3 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第37条 第17条第1項に規定する職員が、臨時又は緊急の必要その他の理由により休日等に勤務した場合又は所定の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために1時間以上手術等の業務に従事した場合及び業務の都合上特別に勤務を割り振りされた場合、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる管理職手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし当該勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 別表第12の規定による区分が1種 12,000円

(2) 別表第12の規定による区分が2種 10,000円

(3) 別表第12の規定による区分が3種 8,000円

(4) 別表第12の規定による区分が4種及び5種 6,000円

(5) 別表第12の規定による区分が6種及び7種 4,000円

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、医療職給料表(1)の適用を受ける職員が、休日等又は所定の勤務時間以外の時間において手術業務に従事し、当該休日等又は所定の勤務時間以外の時間における従事時間が2時間を超えることとなる場合は、その超えることとなる時間1時間につき、4,000円を支給する。なお、その超えることとなる時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間とする。

4 第1項から前項までの規定にかかわらず、医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、第17条第1項に規定する職員が就業規則第12条第1項に規定する終業の時刻から始業の時刻まで、就業規則第18条第1項各号に規定する休日及び就業規則第19条に規定する週休日において就業規則第12条第1項に規定する始業の時刻から終業の時刻まで、業務の都合上診療行為を行うために特別に勤務した場合は、勤務1回につき、次の額の管理職特別勤務手当を支給する。 20,000円

(特定の職員についての適用除外)

第38条 第17条から第21条まで、第23条、第31条の3、第37条及び第44条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第38条の2 勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額合計額を1箇月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- (1) 給料
- (2) 役職手当
- (3) 初任給調整手当
- (4) 地域手当(給料の月額に対するものに限る。)
- (5) 特殊勤務手当(その額が月額で定められているものに限る。)
- (6) 新興感染症看護手当
- (7) 寒冷地手当

2 前項の1箇月の平均所定労働時間数は、当該年度の総日数から、当該期間中における休日等の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。

3 勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務時間の計算)

第39条 第32条に規定する給与の減額の基礎となる勤務しない時間数並びに第33条から第35条までに規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間における全時間数(時間外勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数)とする。この場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、給与の減額については当該全時間又は端数を切り捨て、その他のものについては当該全時間又は端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(期末手当)

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第42条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第42条においてこれらの日を「支給日」(これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(第45条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- (1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日
- (2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の

級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。第43条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別表第15で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮し、同表に定める職員の区分に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員（第17条第2項の規定による管理職手当の区分が一種又は二種の職を占める職員。以下「管理監督職員」という。）にあつては、その額に給料月額の100分に25を超えない範囲で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当の不支給）

第41条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第79条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第53条第2項の規定により解雇された職員（同項第3号に該当して解雇された職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給一時差し止め)

第42条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、理事長に対し、取消しの理由を明示した書面で、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第43条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第40条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第53条第2項第2号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合（第4項において「期間率」という。）に職員の勤務成績による割合（第5項において「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第16に定める割合とする。

5 成績率は理事長が定めるものとする。

6 第40条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第43条第3項」と読み替えるものとする。

7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは「第43条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第43条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第44条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次項において「基準日」という。）において秋田県内に在勤する職員（理事長が別に定める職員を除く。）に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		その他の職員
世帯主である職員		
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	

17,800円	10,200円	7,360円
---------	---------	--------

3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第45条 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

2 職員が、結核性疾患にかかり同規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が、前2項以外の心身の故障により同規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が、同規則第42条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が同規則第42条第1項第3号及び第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤労手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「前条第一項」とあるのは、「第45条第6項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第46条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(補則)

第47条 この規程に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(法人移行職員に係る給料の決定)

2 地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）の設立の日において地方独立行政法人法第59条第2項及び地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例（平成21年秋田県条例第27号）第1条の規定により秋田県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表
研究職給料表	研究職給料表
医療職給料表（1）	医療職給料表（1）
医療職給料表（2）	医療職給料表（2）
医療職給料表（3）	医療職給料表（3）
現業職給料表	技能職給料表

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

附 則（平成21年6月10日改正）

- この規程は、平成21年6月10日から施行する。（平成21年6月支給の期末・勤勉手当の凍結）
- この規程による改正後の地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程の規定は、平成21年6月1日から適用する。
- 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規程に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当への取扱については、今後の経済情勢の変化を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

この規程による改正後の地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程の一部を改正する規定（以下この表において「改正後の規定」という。）附則第4項の規定による読替え前の改正後の規定第40条第2項	改正後の規程附則第4項の規定による読替え後の改正後の規程第40条第2項
改正後の規程附則第4項の規定による読替え前の改正前の規程第43条第2項	改正後の規程附則第4項の規定による読替え後の改正後の規程第43条第2項

附 則（平成21年9月9日改正）

この規程は、平成21年9月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。（宿日直手当の引き上げ）

附 則（平成21年11月25日改正）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。（自宅居住者の住居手当廃止、12月に支給する期末手当の支給割合の引き下げ、12月以降に支給する期勤手当の削減、若年層及び医師を除く給料月額を引き下げ）ただし、改正規程第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。（期末手当の支給割合、特定幹部職員の勤労手当の支給割合）

附 則（平成22年1月13日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。（救急診療待機手当の新設）

附 則（平成22年2月10日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。（介護福祉士給料表新設）

附 則（平成22年3月29日改正）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。（通勤手当の特別急行料金等の全額支給、時間外勤務手当支給割合の引き上げ）

（通勤手当に関する経過措置）

2 この規程の施行の際現に職員である者（この規程の施行前から引き続き職員である者に限る。）のうち、この規程による改正後の職員給与規程第22条第3項の規定により支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて通勤手当を支給する。

附 則（平成22年3月29日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。（事務職員管理職定手の2%引き下げ、夜間等特別巡回診療手当の新設）ただし、第15条の規定は平成22年3月1日から適用する。（職員死亡時の給料支給方法）

附 則（平成22年11月26日改正）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。（12月に支給する期末手当の支給割合の引き下げ、医師を除く中高年齢層の給与月額の引き下げ、55歳を超える職員の給料月額の減額）ただし、第27条の4の規定（日深勤務特別手当の新設）は平成23年2月1日から適用する。

附 則（平成23年2月9日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。（管理監督の地位にある職員に対する夜間看護等手当の支給額の増額）

附 則（平成23年3月9日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。（リハセン組織改正に伴う改正（別表第12関係））

附 則（平成23年5月11日改正）

この規程は、平成23年5月11日から施行し、平成23年3月11日から適用する。（災害時派遣手当の新設）

附 則（平成23年8月10日改正）

この規程は、平成23年8月10日から施行する。（給料調整の対象にリハセン介護福祉士を追加）

附 則（平成23年11月30日改正）

1 この規程は、平成23年12月1日から施行する（12月に支給する期末手当の支給割合の引き上げ、医師を除く中高年齢層の給与月額引き下げ）。ただし改正規程第2条の規定は平成24年4月1日から施行する（期末手当の支給割合）。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下この項において「職員給与規程」という。）附則第10項の規定により読み替えられた第1条の規定による改正後の職員給与規程第40条第2項から第5項まで（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員育児・介護休業規程第34条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第45条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは附則第2項（同規程附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（附則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職給料表（1）の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この号において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（規程第23条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.39を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数（同年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号	給
事務職給料表	1級	1号給から93号給まで	
	2級	1号給から76号給まで	
	3級	1号給から60号給まで	
	4級	1号給から44号給まで	

	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
研究職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から16号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から8号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から92号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から20号給まで
医療職給料表(4)	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から48号給まで
技能職給料表	1級	1号給から121号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から76号給まで
	4級	1号給から48号給まで
	5級	1号給から32号給まで
	6級	1号給から20号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.39を乗じて得た額

附 則（平成24年3月14日改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（リハセン及び脳研の組織改正に伴う改正（別表第11及び別表第12関係））

附 則（平成24年4月18日改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（6年制大学を卒業した薬剤師の初任給の制定及び昇格時号給対応表の改正（別表第7、第8及び第10関係））

附 則（平成24年9月19日改正）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。（救急診療待機手当の支給対象職種の改正）

附 則（平成24年10月31日改正）

- 1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。（県の緊急的経済・雇用対策に資するための一定期間の給料月額減額措置）
（経過措置）
- 2 附則第8項の規定の適用を受ける職員に係るこの規定による改正後の職員給与規定附則第14項の規定の適用については、同項中「第3項の」とあるのは、「第3項並びに附則第8項の」とする。

附 則（平成25年1月16日改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する（昇格時号給対応表の改正）。ただし改正規程第2条の規定は平成25年1月16日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

附 則（平成25年3月13日改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（管理職員の所定外労働に対する手当支給対象の拡大）

附 則（平成25年7月31日改正）

- 1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。（県派遣職員の一定期間の給料月額減額措置）

（経過措置）
- 2 附則第8項の規定の適用を受ける職員に係るこの規定による改正後の職員給与規程附則第15項の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「前項並びに附則第8項」と、「（同項）」とあるのは「（前項）」とする。

附 則（平成26年3月26日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（管理職手当に技師長等を追加、役職手当の新設、55歳を超える職員の昇給停止、通勤手当の特別料金等加算における人事異動要件の撤廃、期末・勤勉手当の支給割合の引き下げ、給与構造改革における現給保障の段階的廃止、職員の給料月額減額措置の終了、組織改正

に伴う別表第5、第11及び第12の改正)

附 則 (平成26年11月26日改正)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、改正規程第1条中別表第14の規定は平成27年1月1日から、改正規程第1条中第38条の規定、附則第4項の規定及び改正規程第2条の規定は平成27年4月1日から適用する。(勤務1時間当たり給与の算定基礎に新たな月額手当を追加、勤勉手当支給割合の引き上げ、通勤手当支給限度額等の引き上げ)

附 則 (平成27年3月25日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(救急診療待機手当の支給対象に循環器疾患に係る急患対応を加えるとともに支給対象職種として臨床検査技師を加える。)

附 則 (平成27年12月25日改正)

1 この規程は、平成27年12月25日から施行する。(①初任給及び若年層の給料月額引き上げ、12月支給勤勉手当・給料の調整額の調整基本額・初任給調整手当引き上げ等、②世代間の給与配分の見直しを踏まえた給料表の改定、勤勉手当・地域手当の支給割合の改定、単身赴任手当引き上げ等)

ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条(地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程(以下「給与規程」という。)第43条第2項の改正規定(同項第1号中「附則第2項第4号」を「附則第3項第4号」に改める部分を除く。))及び附則第5項の改正規定(「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とする部分を除く。)、附則第4項から第10項まで、附則第12項の規定 平成28年1月1日

(2) 第2条(前号に掲げる規定を除く。)の規定 平成28年4月1日

2 第1条の規定による改正後の給与規程(以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。)別表第1から別表第4まで、別表第10、別表第11の2及び別表第13の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与規程第43条第2項及び附則第5項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

4 平成28年1月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(切替日における給料の切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成30年12月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与規程附則第3項の規定により給与

が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を給料として支給する。

6 切替日の前日に第2条による改正前の給与規程附則第8項から第11項までの規定による給料(以下「平成18年改正給料」という。)を受けていた職員で、その者の受ける給料月額(第2条の規定による改正後の給与規程附則第3項の規定により給与が減ぜられている職員にあっては、同項の規定による減額後の給料月額)が同日において受けていた給料月額(同条の規定による改正前の給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられている職員にあっては、同項の規定による減額後の給料月額)と平成18年改正給料との合計額に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、前項の規定にかかわらず、切替日から平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前2項に規定する職員を除く。)について、これらの規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

9 附則第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与規程第40条第4項(給与規程第43条第6項において準用する場合及び育児・介護休業規程(平成21年4月1日地方独立行政法人秋田県立病院機構規程第6号)第34条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与規程第40条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年地方独立行政法人秋田県立病院機構規程第12号)附則第5項から第8項までの規定による給料の額(以下「差額相当額」という。)との合計額」とする。

(経過措置)

10 切替日から平成28年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与規程第20条第2項に定める域手当の支給割合は、100分の15.5とする。

11 平成27年4月1日から平成27年12月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職調整等における号給の調整以外の事由によりその号給に異動のあった職員のうち、改正後の給与規程に定める号給がこの規程による改正前の給与規程に定める号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の給与規程の規定にかかわらず、改正前の給与規程の規定による号給とするものとする。

12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成28年3月23日改正)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の規程別表第10及び別表第13については平成28年1月1日から施行する。(夜間看護等手当の見直し、救急患者対応

手当の創設、管理職員特別勤務手当の支給基準の見直し等、給与制度の総合的見直しによる初任給調整手当、昇格時号給対応表の改正)

(経過措置)

2 平成28年1月1日から同年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程別表第10を適用する場合の号給がこの規程による改正前の規程別表第10を適用する場合の号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28年5月18日改正)

1 この規程は、平成28年5月18日から施行する。ただし、この規程による改正後の規程別表第15については、平成28年4月1日から施行する。(期末勤勉手当基礎額の加算割合の改正等(別表第15関係)
(経過措置)

2 平成28年3月31日時点において、改正後の規程別表第15を適用する場合の加算割合がこの規程による改正前の規程別表第15を適用する場合の加算割合に達しない職員の当該適用又は異動の日における加算割合については、改正後の規程の規定に関わらず、改正前の規程の規定による加算割合とするものとする。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28年11月30日改正)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

2 第2条(地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程第43条第2項の改正規定及び附則第6項)の改正規定 平成29年4月1日

附 則 (平成29年1月18日改正)

1 この規程は、平成29年1月18日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第2条(地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程(以下「給与規程」という。)第19条の改正規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定による改正後の給与規程(以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。)別表第1から別表第4まで、別表第10、及び別表第13の規定は平成28年4月1日から適用する。
(給与の内払)

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与規程（以下「第2条改正後の給与規程」という。）第19条第1項ただし書及び第19条第7項第3号から第6号までの規定は適用しない。
- 5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における第2条改正後の給与規程第19条第1項ただし書並びに第19条第7項第3号及び第5号の規定は適用しない。
- 6 前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成29年11月15日改正）

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。
- 2 第2条（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程第43条第2項の改正規定及び附則第5項の改正規定 平成30年4月1日

附 則（平成30年11月28日改正）

この規程は、平成30年11月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。（管理監督職員の所定外労働に対する手当支給基準の見直し）

附 則（平成30年12月25日改正）

- 1 この規程は、平成30年12月25日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第40条第1項の改正規定、同条第2項の改正規程（「及び附則第5項」を削る部分に限る。）及び同条第3項の改正規定並びに第43条第1項の改正規程及び同条第2項の改正規程（「及び附則第2項第4号」を削る部分に限る。）及び第3条（地方独立行政法人秋田県立病院機構育児・介護休業規程）並びに附則第4項 平成31年1月1日
 - (2) 第2条（前号に掲げる規定を除く。）の規定 平成31年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）別表第1から別表第4まで、別表第10及び別表第13の規定は平成30年4月1日から、改正後の給与規程第43条第2項及び附則第5項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。
- 4 前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成31年2月20日改正）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。（①脳血管研究センターの病院名称及び所属長職の変更、②研究所長及びセンター長の職の設置に伴い管理職手当を支給する職及び区分の規定について整理）

附 則（平成31年3月13日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。（①リハビリテーション・精神医療センターの組織改正及び所属長職の名称変更に伴う関係規定の整理、②夜間看護等手当の見直し、標準職務、給料の調整に係る適用区分、管理職手当を支給する職及び区分について改める）ただし、改正規程第3条中第27条の規定は平成31年3月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年8月22日改正）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。（応援診療手当の新設）

附 則（令和元年12月19日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。（①令和元年12月に支給する勤勉手当の支給割合を引き上げ、②給料月額を引き上げ、③昇格時号給対応表の改定、④初任給調整手当の引き上げ）ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。（①勤務1時間当たりの給与額を算定する給与の基礎に寒冷地手当を追加、②令和2年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を引き下げ）
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4まで、別表第7、別表第10及び別表第13の規定は平成31年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与規程第43条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 第1条の規定による改正後の給与規程を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年3月12日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。（①対象職員に再雇用職員及び臨時的代替職員を追加、②再雇用職員に支給する給料及び手当を追加）

附 則（令和2年4月16日改正）

この規程は、令和2年4月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。（救急診療待機手当の支給対象に入院患者の病状の急変等に伴う検査業務を加えるとともに支給対象職種として診療放射線技師を加える。）

附 則（令和2年5月29日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。（公認心理師、社会福祉士及び精神保健福祉士に適用する医療職給料表（5）を新設）
（医療職給料表（5）適用職員の給料表の切替え）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において事務職給料表の適用を受けていた職員のうち、公認心理師、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有する者については、施行日において医療職給料表（５）を適用するものとする。

3 施行日の前日において事務職給料表の適用を受けていた職員のうち、施行日において医療職給料表（５）の適用を受けることとなる職員の給料表の職務の級及び号給は、施行日の前日に受けていた事務職給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

附 則（令和２年７月２０日改正）

この規程は、令和２年７月２０日から施行し、令和２年２月８日から適用する。（災害時派遣手当の支給要件である「災害救助法の適用を受ける災害発生時」に「これに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含む。」を加える。）

附 則（令和２年１０月２６日改正）

この規程は、令和２年１２月１日から施行する。（本部の組織改正に伴う標準的な職務、管理職手当を支給する職及び区分、管理職手当の支給額、役職手当を支給する職及び支給額、期末手当の加算を受ける職員について改める。）

附 則（令和３年１月２１日改正）

この規程は、令和３年１月２１日から施行し、令和２年２月８日から適用する。（防疫等業務手当の新設）

附 則（令和３年９月１６日改正）

この規程は、令和３年９月１６日から施行し、次のとおり適用する。

令和３年４月２１日（コロナワクチン接種業務手当の新設）

令和３年８月２３日（防疫等業務手当の拡充）

附 則（令和４年３月１１日改正）

この規程は、令和４年３月１４日から施行し、令和４年２月１日から適用する。（新興感染症看護手当の新設等）

別表第1 事務職給料表

職員の 区分	職 の 務 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,079	195,319	231,564	264,788	290,864	321,370	365,367	410,875	461,517
	2	146,187	197,131	233,174	266,701	293,079	323,585	367,985	413,291	464,638
	3	147,395	198,943	234,685	268,513	295,395	325,901	370,401	415,808	467,658
	4	148,503	200,755	236,295	270,627	297,509	328,116	373,019	418,224	470,679
	5	149,610	202,266	237,705	272,339	299,422	330,331	374,932	420,137	473,699
	6	150,717	204,078	239,417	274,252	301,737	332,344	377,449	422,453	476,719
	7	151,825	205,890	240,927	276,165	304,053	334,559	379,764	424,567	479,740
	8	152,932	207,702	242,538	278,279	306,268	336,774	382,281	426,782	482,861
	9	154,040	209,313	243,746	280,293	308,181	338,687	384,698	428,796	485,579
	10	155,449	211,125	245,256	282,306	310,497	340,902	387,416	430,910	488,700
	11	156,758	212,938	246,867	284,421	312,712	342,916	390,034	433,024	491,721
	12	158,067	214,750	248,276	286,434	315,027	345,131	392,752	435,138	494,842
	13	159,376	216,159	249,787	288,448	317,142	346,943	395,169	436,850	497,560
	14	160,886	217,972	251,297	290,562	319,256	348,956	397,484	438,662	499,876
	15	162,396	219,683	252,606	292,576	321,471	350,970	399,699	440,676	502,191
	16	164,007	221,496	254,015	294,589	323,585	352,984	402,115	442,689	504,507
	17	165,316	223,207	255,525	296,401	325,498	354,695	403,928	444,602	506,621
	18	166,826	224,919	257,136	298,415	327,512	356,709	405,941	446,415	508,031
	19	168,336	226,530	258,848	300,529	329,525	358,521	407,854	448,227	509,541
	20	169,847	228,140	260,660	302,543	331,539	360,434	409,666	449,938	510,951
再雇 用員 以外 の職 員	21	171,256	229,550	262,271	304,456	333,250	362,347	411,579	451,751	512,159
	22	173,975	231,261	264,083	306,570	335,365	364,260	413,392	453,261	513,568
	23	176,592	232,872	265,795	308,584	337,378	366,273	415,204	454,670	515,078
	24	179,210	234,483	267,506	310,698	339,492	368,186	417,117	456,181	516,589
	25	181,928	235,591	269,419	312,410	340,902	370,200	418,929	457,590	517,696
	26	183,640	237,101	271,332	314,524	342,815	372,113	420,439	458,899	518,804
	27	185,251	238,510	273,144	316,537	344,728	374,126	421,949	460,208	520,012
	28	186,962	239,819	274,957	318,551	346,641	376,140	423,560	461,416	521,220
	29	188,472	241,128	276,668	320,263	348,252	377,650	425,171	462,423	522,227
	30	190,184	242,336	278,581	322,276	350,165	379,462	426,480	463,128	523,133
	31	191,996	243,343	280,494	324,390	352,077	381,275	427,789	463,933	524,039
	32	193,708	244,551	282,206	326,505	353,890	382,886	428,997	464,638	524,945
	33	195,319	245,860	283,716	327,713	355,803	384,698	430,205	465,342	525,750
	34	196,728	246,968	285,629	329,727	357,615	386,107	431,514	466,148	526,657
	35	198,238	248,176	287,441	331,639	359,427	387,618	432,823	466,853	527,361
	36	199,749	249,485	289,354	333,754	361,139	389,228	434,031	467,457	527,865
	37	201,057	250,391	290,965	335,667	362,548	390,638	435,239	467,960	528,570
	38	202,366	251,800	292,676	337,580	363,857	391,846	436,045	468,564	529,174
	39	203,574	253,210	294,489	339,593	365,267	393,054	436,850	469,168	529,979
	40	204,883	254,619	296,301	341,506	366,676	394,162	437,655	469,772	530,583
	41	206,192	256,029	297,811	343,419	367,985	395,269	438,260	470,276	531,087
	42	207,501	257,438	299,523	345,332	368,891	396,477	438,964	470,779	
	43	208,810	258,848	301,033	347,144	369,999	397,686	439,669	471,182	
	44	210,119	260,157	302,644	349,057	371,106	398,793	440,374	471,484	

別表第1 事務職給料表

職員 の 区分	職 務 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額							
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	211,226	261,365	304,254	350,567	371,911	399,498	441,179	471,786	円
	46	212,535	262,674	305,966	351,977	372,818	400,203	441,985		
	47	213,844	264,083	307,577	353,487	373,724	400,907	442,387		
	48	215,153	265,392	309,288	354,997	374,630	401,612	443,092		
	49	216,260	266,499	310,195	356,608	375,536	402,216	443,596		
	50	217,368	267,607	311,705	357,414	376,341	402,820	443,998		
	51	218,374	268,916	313,215	358,622	377,147	403,324	444,401		
	52	219,482	270,225	314,826	359,628	377,952	403,726	444,804		
	53	220,589	271,231	316,437	360,535	378,657	404,129	445,206		
	54	221,596	272,339	318,048	361,642	379,362	404,431	445,609		
	55	222,502	273,648	319,659	362,548	380,067	404,733	446,012		
	56	223,509	274,957	321,169	363,656	380,771	405,035	446,314		
	57	223,912	275,863	322,679	364,562	381,275	405,337	446,616		
	58	224,818	276,870	323,887	365,267	381,879	405,639	447,019		
	59	225,623	277,776	325,095	365,971	382,483	405,941	447,321		
	60	226,429	278,883	326,303	366,676	383,188	406,243	447,623		
	61	227,134	279,991	327,008	367,079	383,590	406,545	447,925		
	62	228,140	280,997	327,914	367,683	384,295	406,847			
	63	228,946	281,904	328,720	368,388	384,899	407,149			
	64	229,852	282,910	329,525	369,092	385,503	407,451			
	65	230,557	283,414	330,431	369,394	385,906	407,754			
	66	231,362	284,320	330,834	370,099	386,510	408,056			
	67	232,268	285,025	331,539	370,804	387,114	408,358			
	68	233,275	285,931	332,344	371,509	387,718	408,660			
	69	233,980	286,938	333,150	371,811	388,121	408,861			
	70	234,685	287,743	333,854	372,415	388,624	409,163			
	71	235,289	288,548	334,559	373,120	389,128	409,465			
	72	236,094	289,354	335,264	373,724	389,732	409,767			
	73	236,900	290,159	335,767	374,026	390,034	409,968			
	74	237,604	290,663	336,371	374,630	390,437	410,271			
	75	238,309	291,065	336,875	375,335	390,839	410,573			
	76	238,913	291,569	337,479	375,939	391,242	410,774			
	77	239,618	291,770	337,781	376,341	391,544	410,975			
	78	240,423	292,072	338,284	376,845	391,846	411,277			
	79	241,229	292,274	338,687	377,449	392,148	411,579			
	80	241,934	292,676	339,190	377,952	392,450	411,781			
	81	242,437	292,878	339,593	378,456	392,652	411,982			
	82	243,142	293,079	340,097	379,060	392,954	412,284			
	83	243,846	293,482	340,600	379,563	393,256	412,586			
	84	244,551	293,784	341,103	379,865	393,457	412,788			
	85	245,155	294,086	341,405	380,268	393,658	412,989			
	86	245,860	294,388	341,808	380,771	393,960				
	87	246,565	294,690	342,312	381,174	394,262				
	88	247,270	295,093	342,714	381,577	394,464				

別表第1 事務職給料表

職員 の 区分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	247,773	295,395	343,016	381,979	394,665				
	90	248,276	295,797	343,419	382,483	394,967				
	91	248,578	296,099	343,922	382,886	395,269				
	92	248,981	296,502	344,325	383,288	395,471				
	93	249,283	296,703	344,526	383,590	395,672				
	94		296,905	344,929						
	95		297,207	345,433						
	96		297,610	345,835						
	97		297,811	346,037						
	98		298,113	346,439						
	99		298,516	346,842						
	100		298,918	347,144						
	101		299,120	347,446						
	102		299,422	347,849						
	103		299,825	348,252						
	104		300,127	348,654						
	105		300,328	349,158						
	106		300,630	349,560						
	107		301,033	349,963						
	108		301,335	350,366						
	109		301,536	350,869						
	110		301,939	351,272						
	111		302,342	351,574						
	112		302,644	351,876						
	113		302,845	352,380						
	114		303,046							
	115		303,348							
	116		303,751							
	117		303,952							
	118		304,154							
	119		304,456							
	120		304,758							
	121		305,161							
	122		305,362							
	123		305,664							
	124		305,966							
	125		306,268							
再 雇 用 職 員		188,976	216,663	256,935	276,467	291,669	317,242	359,226	392,551	443,998

別表第2 研究職給料表

職員 の 区分	職 務 級 の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,281	195,319	282,105	333,754	391,443
	2	146,388	197,936	284,521	335,969	394,363
	3	147,596	200,353	286,938	338,184	396,981
	4	148,704	202,769	289,354	340,197	399,800
	5	149,811	205,286	291,669	342,009	401,914
	6	151,120	207,602	293,884	344,124	404,632
	7	152,429	209,917	295,898	346,238	407,351
	8	153,738	212,132	297,912	348,252	410,069
	9	154,845	214,247	300,026	349,963	412,586
	10	156,557	216,562	302,644	351,977	415,204
	11	158,168	219,079	305,261	354,091	417,922
	12	159,779	221,395	308,080	356,004	420,741
	13	161,289	223,408	310,195	358,018	423,359
	14	163,202	225,825	312,812	359,931	426,077
	15	165,115	228,241	315,329	361,743	428,896
	16	167,128	230,657	318,148	363,656	431,615
	17	168,941	232,872	320,766	365,367	434,132
	18	171,156	235,691	322,981	367,280	436,749
	19	173,370	238,611	325,196	368,992	439,266
	20	175,485	241,531	327,310	371,005	441,884
再雇 用職 員以 外の 職員	21	177,700	244,048	329,525	372,516	444,401
	22	180,116	246,766	331,539	374,529	447,019
	23	182,432	249,283	333,552	376,241	449,636
	24	184,747	252,002	335,566	378,154	452,153
	25	186,862	254,720	337,479	379,563	454,368
	26	189,077	257,136	339,392	381,275	456,684
	27	191,191	259,452	341,204	383,188	459,201
	28	193,305	261,667	343,016	385,101	461,718
	29	195,419	264,285	344,929	386,812	464,235
	30	197,030	266,499	346,641	388,725	466,752
	31	198,843	268,412	348,151	390,638	469,269
	32	200,554	270,527	349,863	392,551	471,786
	33	202,366	272,238	351,071	394,162	474,102
	34	204,279	274,252	352,480	395,974	476,518
	35	206,192	276,366	353,789	397,585	478,934
	36	208,105	278,279	355,299	399,397	481,451
	37	209,615	280,192	356,507	400,605	483,868
	38	211,528	281,702	357,917	402,115	486,385
	39	213,441	282,910	359,125	403,525	488,801
	40	215,354	284,421	360,535	404,934	491,318
	41	217,166	285,830	361,239	406,344	493,634
	42	219,079	286,736	362,347	407,653	495,849
	43	220,992	287,743	363,555	409,163	498,063
	44	222,905	288,750	364,662	410,774	500,278

別表第2 研究職給料表

職員 の 区分	職 務 級 の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	224,617	289,455	365,770	412,183	501,990
	46	226,530	290,663	366,978	413,392	503,500
	47	228,342	291,871	368,287	415,002	505,111
	48	230,154	293,079	369,394	416,613	506,621
	49	231,866	294,388	370,502	417,922	508,333
	50	233,678	295,697	371,811	419,332	509,742
	51	235,389	296,804	373,120	420,842	511,152
	52	237,101	297,912	374,428	422,251	512,662
	53	238,510	299,120	375,133	423,661	513,770
	54	240,323	300,328	376,140	425,070	514,978
	55	242,034	301,637	377,046	426,480	516,186
	56	243,645	302,744	378,053	427,890	517,394
	57	244,853	303,550	378,858	428,997	518,300
	58	246,061	304,657	379,664	430,306	519,307
	59	247,068	305,865	380,369	431,715	520,314
	60	248,176	306,973	381,073	433,024	521,321
	61	249,283	307,879	381,677	433,830	522,428
	62	250,391	308,986	382,382	434,736	523,334
	63	251,297	310,094	383,288	435,743	524,039
	64	252,404	311,201	384,194	436,649	524,744
再雇 用職 員以 外の 職員	65	253,612	312,007	384,798	437,555	525,549
	66	254,619	313,114	385,604	438,360	526,355
	67	255,727	314,020	386,409	438,964	527,160
	68	256,633	315,027	387,215	439,770	527,965
	69	257,539	316,034	387,819	440,172	528,670
	70	258,948	317,041	388,524	440,777	529,476
	71	260,459	318,148	389,228	441,280	530,281
	72	261,768	319,256	389,933	441,783	531,087
	73	263,177	319,759	390,638	442,287	531,791
	74	264,587	320,766	391,242		
	75	265,996	321,873	391,846		
	76	267,104	322,981	392,551		
	77	268,211	324,088	393,256		
	78	269,419	325,095	393,860		
	79	270,728	326,001	394,464		
	80	271,836	326,907	395,068		
81	273,044	328,015	395,672			
82	274,353	328,820	396,276			
83	275,661	329,525	396,880			
84	276,870	330,331	397,484			
85	277,977	330,834	397,988			
86	279,084	331,337	398,491			
87	280,393	331,841	398,994			
88	281,601	332,344	399,699			

別表第2 研究職給料表

職員 の 区分	職 務 級 の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	282,407	332,646	400,102		
	90	283,615	333,150			
	91	284,622	333,653			
	92	285,830	334,156			
	93	286,736	334,458			
	94	287,743	334,861			
	95	288,750	335,365			
	96	289,757	335,868			
	97	290,059	336,371			
	98	290,965	336,875			
	99	291,669	337,378			
	100	292,576	337,882			
	101	293,482	338,385			
	102	294,186	338,888			
	103	294,891	339,392			
	104	295,596	339,895			
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	105	296,301	340,399			
	106	296,804	340,801			
	107	297,308	341,305			
	108	297,811	341,707			
	109	298,012	342,211			
	110	298,415	342,614			
	111	298,717	343,117			
	112	299,019	343,520			
	113	299,321	344,023			
	114	299,623	344,426			
	115	299,925	344,929			
	116	300,227	345,332			
	117	300,529	345,835			
	118	300,932	346,238			
	119	301,234	346,641			
	120	301,637	347,043			
	121	301,939	347,446			
再 雇 用 職 員		218,979	260,459	285,427	328,116	387,013

別表第3のア 医療職給料表(1)

職員 の 区分	職 務 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
再 雇 用 員 以 外 の 職 員	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300

別表第3のア 医療職給料表(1)

職員 の 区分	職 務 の 級 別 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
再雇 用職 員以 外の 職員	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300		
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

別表第3のア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 級の 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職 員以外 の職員		円	円	円	円
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再雇用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

別表第3のイ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 級の 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,013	188,170	223,610	249,787	281,803	329,223	373,623
	2	151,422	189,781	225,221	250,995	283,816	331,237	376,341
	3	152,832	191,392	226,832	252,203	286,031	333,452	378,959
	4	154,241	193,003	228,442	253,612	288,146	335,667	381,677
	5	155,449	194,513	229,852	254,821	290,260	337,479	384,094
	6	157,262	196,023	231,463	256,029	292,374	339,694	386,812
	7	158,973	197,634	232,973	257,237	294,489	341,707	389,430
	8	160,685	199,145	234,584	258,344	296,603	343,922	392,148
	9	162,396	200,755	235,691	259,653	298,616	345,735	394,262
	10	164,108	202,467	237,202	260,660	300,831	347,849	396,578
	11	165,819	204,078	238,611	261,667	302,946	349,963	398,793
	12	167,632	205,789	239,819	262,674	305,161	352,077	401,008
	13	169,142	207,199	241,430	263,982	307,174	353,588	403,122
	14	171,055	208,810	242,840	265,291	309,087	355,601	405,136
	15	173,068	210,421	244,048	266,902	311,201	357,514	407,149
	16	174,981	212,032	245,457	268,312	313,215	359,528	409,264
	17	176,894	213,441	246,363	269,822	315,229	361,340	411,076
	18	178,807	215,052	247,572	271,634	317,242	363,354	413,090
	19	180,619	216,764	248,780	273,446	319,356	365,367	415,002
	20	182,532	218,475	249,988	275,259	321,471	367,381	417,117
再雇 用職 員以 外の 職員	21	184,445	219,784	251,397	277,071	323,283	369,193	418,929
	22	185,955	221,294	252,404	278,883	325,297	371,207	420,540
	23	187,466	222,704	253,411	280,695	327,109	373,321	422,151
	24	188,976	224,214	254,519	282,407	329,122	375,435	423,661
	25	190,587	225,623	255,727	284,219	330,834	376,845	425,171
	26	191,896	227,033	257,036	286,132	332,747	378,657	426,480
	27	193,406	228,342	258,445	288,045	334,761	380,469	427,789
	28	194,815	229,651	259,955	289,857	336,774	382,181	429,098
	29	196,326	230,959	261,365	291,569	338,083	383,993	430,407
	30	197,534	232,369	263,076	293,381	339,895	385,503	431,615
	31	198,843	233,879	264,788	295,193	341,607	387,114	432,823
	32	200,151	235,289	266,399	297,106	343,419	388,826	433,930
	33	201,561	236,396	267,808	298,818	345,131	390,135	435,138
	34	202,970	237,705	269,621	300,529	346,943	391,443	436,347
	35	204,279	238,712	271,332	302,342	348,856	392,752	437,555
	36	205,689	240,021	273,044	304,154	350,668	393,960	438,763
	37	206,796	241,430	274,554	305,463	352,480	395,068	440,072
	38	208,105	242,739	276,265	307,174	354,192	396,276	440,877
	39	209,414	243,846	277,977	308,684	355,803	397,383	441,280
	40	210,723	245,155	279,588	310,295	357,514	398,491	441,985
	41	211,830	246,464	281,098	312,007	358,722	399,296	442,488
	42	213,038	247,572	282,709	313,718	359,830	400,102	442,891
	43	214,247	248,780	284,421	315,329	361,038	400,907	443,294
	44	215,455	249,887	286,132	317,041	362,246	401,713	443,696

別表第3のイ 医療職給料表(2)

職員 の 区分	職 務 級 の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	45	216,663	250,995	287,642	317,947	363,454	402,115	444,099
	46	217,770	252,404	289,354	319,356	364,260	402,720	444,502
	47	218,777	253,914	291,065	320,867	365,468	403,223	444,904
	48	219,885	255,223	292,676	322,478	366,575	403,626	445,206
	49	220,891	256,834	293,884	323,887	367,582	404,028	445,509
	50	221,898	258,244	295,495	325,196	368,589	404,330	445,911
	51	222,804	259,653	296,804	326,404	369,596	404,632	446,213
	52	223,811	260,962	298,415	327,713	370,603	404,934	446,515
	53	224,214	262,070	299,724	328,820	371,408	405,237	446,817
	54	225,120	263,479	301,234	329,827	372,213	405,539	
	55	225,825	264,889	302,644	330,935	373,120	405,841	
	56	226,731	266,197	304,154	331,941	374,026	406,143	
	57	227,436	267,003	305,161	332,445	374,529	406,445	
	58	228,342	268,312	306,369	333,351	375,335	406,747	
	59	229,047	269,621	307,577	334,156	376,140	407,049	
	60	229,852	270,929	308,986	335,063	376,945	407,451	
	61	230,758	271,836	310,295	335,868	377,348	407,653	
	62	231,564	273,044	311,503	336,170	378,053	407,955	
	63	232,470	274,353	312,812	336,774	378,758	408,257	
	64	233,476	275,661	314,020	337,479	379,462	408,559	
再雇 用職 員以 外の 職員	65	234,081	276,467	315,430	338,083	379,865	408,760	
	66	234,886	277,574	316,235	338,788	380,469		
	67	235,691	278,480	317,041	339,492	381,174		
	68	236,497	279,588	317,846	340,197	381,778		
	69	237,202	280,595	318,450	340,902	382,181		
	70	237,906	281,601	319,155	341,405	382,684		
	71	238,611	282,709	319,860	342,009	383,188		
	72	239,215	283,816	320,464	342,614	383,691		
	73	239,920	284,421	321,169	342,916	384,295		
	74	240,725	285,125	321,370	343,520	384,798		
	75	241,531	285,629	321,974	344,023	385,403		
	76	242,236	286,434	322,578	344,627	386,007		
	77	242,638	287,240	323,182	345,131	386,510		
	78	243,242	287,844	323,686	345,634	387,013		
	79	243,846	288,448	324,189	346,137	387,517		
	80	244,451	289,052	324,693	346,540	388,020		
81	244,753	289,757	325,297	346,842	388,322			
82	245,155	290,260	325,800	347,144	388,826			
83	245,558	290,663	326,203	347,547	389,228			
84	245,860	291,065	326,706	347,849	389,631			
85	246,162	291,267	327,210	348,352	390,034			
86		291,468	327,612	348,654				
87		291,669	327,814	348,956				
88		291,871	328,216	349,258				

別表第3のイ 医療職給料表(2)

職員 の 区分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
再雇 用職 員以 外の 職員	89		292,274	328,619	349,661			
	90		292,475	329,022	349,963			
	91		292,676	329,424	350,366			
	92		292,878	329,827	350,668			
	93		293,280	330,129	351,071			
	94		293,482	330,331	351,373			
	95		293,683	330,733	351,675			
	96		293,985	331,035	351,977			
	97		294,388	331,237	352,279			
	98		294,690	331,539	352,682			
	99		294,891	331,841	353,084			
	100		295,193	332,143	353,487			
	101		295,495	332,344	353,990			
	102		295,697	332,646	354,393			
	103		295,898	333,049	354,796			
	104		296,200	333,250	355,199			
	105		296,502	333,452	355,702			
	106			333,653				
107			334,056					
108			334,257					
109			334,458					
110			334,861					
111			335,264					
112			335,667					
113			335,868					
再雇 用職 員		189,983	216,764	245,155	258,646	284,018	324,995	367,482

別表第3のウ 医療職給料表(3)

職員 の 区分	職 務 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	164,108	191,795	240,121	262,875	287,844	332,344
	2	165,517	193,909	241,934	263,882	289,656	334,458
	3	167,028	196,023	243,746	264,788	291,468	336,472
	4	168,437	198,037	245,558	265,895	293,381	338,687
	5	169,947	200,151	246,968	266,499	295,093	340,701
	6	171,458	202,467	248,276	267,506	296,905	342,815
	7	172,968	204,783	249,384	268,312	298,818	344,929
	8	174,478	207,098	250,693	269,319	300,630	347,043
	9	175,787	209,515	251,700	270,426	302,543	348,554
	10	177,498	210,924	252,807	271,231	304,456	350,567
	11	179,109	212,334	253,713	272,339	306,268	352,480
	12	180,619	213,542	254,619	273,547	308,181	354,494
	13	182,130	214,951	255,827	274,856	309,691	356,407
	14	184,143	216,361	256,935	276,064	311,302	358,521
	15	186,157	217,871	257,740	277,272	313,114	360,635
	16	188,170	219,079	258,747	278,682	314,927	362,649
	17	190,385	220,489	259,351	279,991	316,638	364,662
	18	192,500	221,999	260,257	281,400	318,249	366,676
	19	194,614	223,509	261,264	282,608	319,961	368,790
	20	196,728	225,019	262,170	283,917	321,672	370,905
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	21	198,843	226,227	263,076	285,528	323,082	372,616
	22	201,057	227,939	264,083	287,139	324,592	374,730
	23	203,272	229,651	264,989	288,649	326,102	376,845
	24	205,487	231,362	265,996	290,059	327,612	378,858
	25	207,501	232,671	267,204	291,367	329,022	380,872
	26	208,810	234,383	268,312	293,180	330,431	382,483
	27	210,018	236,094	269,520	294,992	331,941	384,396
	28	211,327	237,806	270,728	296,703	333,552	386,309
	29	212,535	239,417	271,936	298,012	334,660	388,121
	30	213,642	240,826	273,446	299,623	336,170	389,832
	31	214,951	242,135	275,057	301,234	337,580	391,745
	32	216,159	243,242	276,467	302,946	339,090	393,558
	33	217,468	244,451	278,078	304,355	340,701	395,269
	34	218,777	245,558	279,588	305,865	342,211	396,981
	35	220,086	246,464	280,897	307,476	343,822	398,793
	36	221,395	247,572	282,206	309,087	345,332	400,505
	37	222,603	248,478	283,816	310,396	347,043	402,115
	38	224,013	249,585	285,226	311,805	348,654	403,827
	39	225,321	250,491	286,736	313,215	350,165	405,639
	40	226,731	251,599	288,146	314,826	351,775	407,451
	41	227,637	252,102	289,455	316,336	352,984	408,962
	42	229,047	253,008	290,965	317,746	354,494	410,472
	43	230,456	253,914	292,475	319,155	356,004	411,982
	44	231,866	254,821	294,086	320,665	357,414	413,291

別表第3のウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 級の 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	45	233,074	255,626	295,395	321,471	359,024	414,398
	46	234,483	256,633	296,804	322,880	360,031	415,506
	47	235,792	257,539	298,314	324,290	361,541	416,613
	48	237,101	258,546	299,825	325,800	362,850	417,822
	49	238,108	259,553	300,932	326,907	364,260	419,130
	50	239,215	260,660	302,241	328,317	365,669	420,238
	51	240,222	261,868	303,449	329,626	366,978	421,446
	52	241,329	263,076	304,859	330,935	368,388	422,553
	53	242,236	264,184	306,268	332,344	369,898	423,762
	54	243,343	265,694	307,577	333,754	371,106	424,768
	55	244,350	267,104	308,986	335,163	372,213	425,876
	56	245,357	268,513	310,396	336,472	373,422	426,983
	57	246,061	270,023	311,201	337,378	374,529	428,091
	58	247,068	271,634	312,410	338,687	375,435	428,594
	59	247,773	273,144	313,618	339,895	376,442	429,198
	60	248,780	274,655	315,027	341,204	377,449	429,601
	61	249,686	276,064	316,135	342,312	378,053	430,205
	62	250,693	277,574	317,444	343,218	378,858	430,709
	63	251,498	279,084	318,752	344,426	379,664	431,111
	64	252,505	280,393	319,961	345,735	380,469	431,615
再雇 用職 員以 外の 職員	65	253,411	281,803	321,269	346,842	381,174	432,219
	66	254,317	283,313	322,578	348,050	381,879	432,621
	67	255,425	284,823	323,887	349,258	382,684	432,924
	68	256,331	286,333	325,196	350,366	383,389	433,226
	69	257,136	287,441	325,901	351,373	383,993	433,628
	70	258,244	288,951	327,008	352,380	384,597	
	71	259,351	290,461	328,116	353,487	385,302	
	72	260,459	291,871	329,022	354,594	385,906	
	73	261,868	292,878	330,331	355,400	386,611	
	74	263,177	294,287	331,035	356,507	387,114	
	75	264,486	295,495	332,143	357,615	387,718	
	76	265,694	296,804	333,351	358,722	388,222	
	77	266,701	298,214	334,458	359,427	388,624	
	78	267,808	299,523	335,667	360,233	389,228	
	79	269,117	300,731	336,774	361,038	389,732	
	80	270,325	302,040	337,982	361,743	390,034	
81	271,231	302,543	339,090	362,347	390,336		
82	272,238	303,751	340,197	362,850	390,839		
83	273,346	304,859	341,204	363,454	391,242		
84	274,453	306,067	342,312	363,958	391,544		
85	275,259	307,174	343,218	364,562	391,846		
86	276,165	308,382	344,224	365,065	392,349		
87	277,272	309,591	345,131	365,669	392,853		
88	278,380	310,698	346,137	366,173	393,256		

別表第3のウ 医療職給料表(3)

職員 の 区分	職 務 級 の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	89	279,185	312,007	347,144	366,575	393,558	
	90	280,091	313,215	347,950	366,978	393,960	
	91	280,897	314,423	348,755	367,582	394,464	
	92	281,904	315,631	349,560	368,086	394,866	
	93	282,810	316,437	350,165	368,388	395,269	
	94	283,816	317,142	350,769	368,891		
	95	284,723	317,846	351,473	369,294		
	96	285,729	318,450	352,077	369,596		
	97	286,333	319,155	352,480	370,200		
	98	287,139	319,457	352,883	370,703		
	99	287,743	320,061	353,386	371,207		
	100	288,649	320,766	353,789	371,710		
	101	289,455	321,169	354,292	372,314		
	102	290,260	321,773	354,695	372,818		
	103	291,065	322,377	355,199	373,321		
	104	291,871	322,981	355,601	373,724		
	105	292,576	323,384	355,903	374,328		
	106	293,079	323,887	356,407	374,831		
	107	293,582	324,390	356,809	375,335		
	108	294,086	324,894	357,111	375,838		
再雇 用職 員以 外の 職員	109	294,287	325,297	357,615	376,442		
	110	294,589	325,699	358,118	376,845		
	111	294,791	326,001	358,622	377,348		
	112	295,193	326,303	359,125	377,852		
	113	295,495	326,706	359,628	378,456		
	114	295,697	327,109	360,132			
	115	296,099	327,512	360,635			
	116	296,401	327,814	361,038			
	117	296,703	328,015	361,441			
	118	297,006	328,317	361,843			
	119	297,308	328,720	362,347			
	120	297,710	328,921	362,850			
	121	298,012	329,122	363,253			
	122	298,415	329,424	363,756			
	123	298,717	329,727	364,260			
124	299,120	330,029	364,763				
125	299,321	330,230	365,065				
126	299,523	330,532					
127	299,825	330,935					
128	300,227	331,136					
129	300,429	331,337					
130	300,731	331,539					
131	301,133	331,941					
132	301,536	332,143					

別表第3のウ 医療職給料表(3)

職員 の 区分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	133	301,737	332,445				
	134	302,040	332,848				
	135	302,442	333,250				
	136	302,744	333,653				
	137	302,946	333,955				
	138	303,248	334,358				
	139	303,650	334,761				
	140	303,952	335,163				
	141	304,154	335,465				
	142	304,557	335,868				
	143	304,959	336,170				
	144	305,261	336,573				
	145	305,463	336,875				
	146	305,664	337,278				
	147	305,966	337,680				
	148	306,369	338,083				
再 雇 用 員 以 外 の 職 員	149	306,570	338,385				
	150	306,771	338,788				
	151	307,074	339,190				
	152	307,376	339,593				
	153	307,778	339,895				
	154	307,980					
	155	308,181					
	156	308,483					
	157	308,785					
	158	309,087					
	159	309,389					
	160	309,691					
	161	310,094					
	162	310,396					
	163	310,698					
	164	311,000					
	165	311,403					
166	311,705						
167	312,007						
168	312,309						
169	312,712						
再 雇 用 職 員		236,698	257,136	264,385	274,655	291,065	328,418

別表第3の工 医療職給料表(4)

職員 の 区分	職 務 級 の 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	158,772	209,414	255,123	276,366
	2	159,980	211,125	256,734	278,178
	3	161,188	212,938	258,143	279,789
	4	162,396	214,649	259,754	281,299
	5	163,403	216,361	260,761	283,112
	6	164,913	218,173	262,070	285,226
	7	166,323	219,985	263,479	287,340
	8	167,732	221,697	264,889	289,656
	9	169,041	223,408	266,097	291,569
	10	170,451	224,919	267,607	293,683
	11	171,860	226,328	268,916	295,898
	12	173,370	227,738	270,023	298,012
	13	174,881	229,147	271,332	299,724
	14	176,391	230,758	272,842	302,040
	15	177,901	232,369	274,554	304,254
	16	179,311	233,980	276,265	306,469
	17	180,921	235,389	277,876	308,483
	18	182,734	237,000	279,789	310,799
	19	184,445	238,510	281,601	313,014
	20	186,157	240,021	283,212	315,329
再雇 用職 員以 外の 職員	21	187,667	241,027	284,823	317,242
	22	189,278	242,538	286,635	319,356
	23	190,989	243,846	288,246	321,571
	24	192,600	245,256	289,958	323,686
	25	194,211	246,666	291,871	325,699
	26	195,923	248,377	293,582	327,713
	27	197,735	249,887	295,395	329,827
	28	199,447	251,599	297,207	331,841
	29	201,259	253,008	298,415	333,653
	30	202,769	254,317	300,127	335,767
	31	204,279	255,626	301,838	337,680
	32	205,689	257,036	303,449	339,795
	33	206,998	258,344	304,959	341,405
	34	208,306	259,653	306,570	343,318
	35	209,615	260,962	308,080	345,131
	36	210,823	262,170	309,691	347,043
	37	212,032	263,580	311,201	348,252
	38	213,441	264,989	312,712	350,165
	39	214,851	266,600	314,121	352,077
	40	216,260	268,110	315,732	353,890
	41	217,267	269,520	317,041	355,803
	42	218,475	271,131	318,652	357,615
	43	219,583	272,742	320,162	359,427
	44	220,791	274,252	321,672	361,139

別表第3の工 医療職給料表(4)

職員 の 区分	職 務 級 の 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	45	221,697	275,963	322,679	362,951
	46	222,804	277,574	323,887	364,360
	47	223,710	279,185	325,095	365,871
	48	224,717	280,796	326,303	367,280
	49	225,523	282,306	327,310	368,287
	50	226,630	283,917	328,317	369,394
	51	227,738	285,528	329,223	370,502
	52	228,543	287,038	330,230	371,609
	53	229,047	288,347	331,136	372,516
	54	230,154	289,857	331,841	373,120
	55	230,859	291,267	332,646	373,925
	56	231,765	292,777	333,452	374,730
	57	232,570	294,186	334,056	375,536
	58	233,476	295,596	334,559	376,341
	59	234,282	297,106	335,163	377,147
	60	235,188	298,616	335,667	377,952
	61	236,195	299,724	336,170	378,858
	62	237,000	301,234	336,371	379,563
	63	237,906	302,442	336,975	380,268
	64	238,712	303,952	337,580	380,973
再雇 用職 員以 外の 職員	65	239,618	305,060	337,882	381,275
	66	240,625	306,369	338,385	381,879
	67	241,833	307,476	338,888	382,483
	68	242,840	308,785	339,392	383,188
	69	243,846	309,490	339,895	383,590
	70	244,954	310,597	340,399	384,295
	71	246,061	311,805	340,801	384,899
	72	246,968	313,014	341,305	385,503
	73	247,672	314,322	341,506	385,906
	74	248,780	315,027	342,009	386,510
	75	249,887	315,732	342,513	387,114
	76	250,894	316,336	343,016	387,718
	77	251,700	317,142	343,318	388,121
	78	252,706	317,846	343,721	388,624
	79	253,713	318,551	344,224	389,128
	80	254,720	319,256	344,627	389,732
	81	255,626	319,558	344,829	390,235
	82	256,331	319,860	345,131	390,638
	83	257,338	320,464	345,634	391,041
	84	258,344	320,766	346,037	391,443
	85	258,948	321,169	346,339	391,645
	86	259,754	321,471	346,641	391,846
	87	260,459	321,873	347,144	392,148
	88	261,365	322,176	347,547	392,450

別表第3の工 医療職給料表(4)

職員 の 区分	職 務 の 級 別 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	89	261,969	322,679	347,849	392,652
	90	262,774	323,082	348,252	392,954
	91	263,580	323,384	348,654	393,256
	92	264,385	323,686	348,856	393,457
	93	264,788	324,189	349,158	393,658
	94	265,493	324,592		
	95	265,996	324,793		
	96	266,701	325,196		
	97	267,406	325,599		
	98	268,110	326,001		
	99	268,815	326,404		
	100	269,520	326,807		
	101	270,023	327,008		
	102	270,527	327,310		
	103	270,929	327,612		
	104	271,433	327,914		
	105	271,634	328,317		
	106	271,836	328,518		
	107	272,138	328,820		
	108	272,440	329,223		
再雇 用職 員以 外の 職員	109	272,842	329,626		
	110	273,144	329,928		
	111	273,547	330,331		
	112	273,849	330,633		
	113	274,151	330,935		
	114	274,453	331,337		
	115	274,755	331,639		
	116	275,158	331,841		
	117	275,460	332,042		
	118	275,762	332,344		
	119	276,165	332,747		
	120	276,567	333,150		
	121	276,769	333,351		
	122	276,970			
	123	277,373			
	124	277,675			
	125	277,876			
	126	278,178			
	127	278,581			
	128	278,984			
129	279,185				
130	279,588				
131	279,991				
132	280,293				

別表第3の工 医療職給料表(4)

職員の 区分	職務 級の 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	133	280,494			
	134	280,796			
	135	281,199			
	136	281,501			
	137	281,702			
	138	282,004			
	139	282,306			
	140	282,608			
再雇 用職 員以 外の 職員	141	282,810			
	142	283,011			
	143	283,212			
	144	283,514			
	145	283,917			
	146	284,118			
	147	284,421			
	148	284,723			
	149	285,025			
	150	285,226			
	151	285,528			
	152	285,729			
		153	286,031		
再雇 用職 員		202,870	242,638	257,036	290,361

別表第3の才 医療職給料表(5)

職員 の 区分	職 務 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,079	195,319	231,564	264,788	290,864
	2	146,187	197,131	233,174	266,701	293,079
	3	147,395	198,943	234,685	268,513	295,395
	4	148,503	200,755	236,295	270,627	297,509
	5	149,610	202,266	237,705	272,339	299,422
	6	150,717	204,078	239,417	274,252	301,737
	7	151,825	205,890	240,927	276,165	304,053
	8	152,932	207,702	242,538	278,279	306,268
	9	154,040	209,313	243,746	280,293	308,181
	10	155,449	211,125	245,256	282,306	310,497
	11	156,758	212,938	246,867	284,421	312,712
	12	158,067	214,750	248,276	286,434	315,027
	13	159,376	216,159	249,787	288,448	317,142
	14	160,886	217,972	251,297	290,562	319,256
	15	162,396	219,683	252,606	292,576	321,471
	16	164,007	221,496	254,015	294,589	323,585
	17	165,316	223,207	255,525	296,401	325,498
	18	166,826	224,919	257,136	298,415	327,512
	19	168,336	226,530	258,848	300,529	329,525
	20	169,847	228,140	260,660	302,543	331,539
再 雇 用 員 以 外 の 職 員	21	171,256	229,550	262,271	304,456	333,250
	22	173,975	231,261	264,083	306,570	335,365
	23	176,592	232,872	265,795	308,584	337,378
	24	179,210	234,483	267,506	310,698	339,492
	25	181,928	235,591	269,419	312,410	340,902
	26	183,640	237,101	271,332	314,524	342,815
	27	185,251	238,510	273,144	316,537	344,728
	28	186,962	239,819	274,957	318,551	346,641
	29	188,472	241,128	276,668	320,263	348,252
	30	190,184	242,336	278,581	322,276	350,165
	31	191,996	243,343	280,494	324,390	352,077
	32	193,708	244,551	282,206	326,505	353,890
	33	195,319	245,860	283,716	327,713	355,803
	34	196,728	246,968	285,629	329,727	357,615
	35	198,238	248,176	287,441	331,639	359,427
	36	199,749	249,485	289,354	333,754	361,139
	37	201,057	250,391	290,965	335,667	362,548
	38	202,366	251,800	292,676	337,580	363,857
	39	203,574	253,210	294,489	339,593	365,267
	40	204,883	254,619	296,301	341,506	366,676
	41	206,192	256,029	297,811	343,419	367,985
	42	207,501	257,438	299,523	345,332	368,891
	43	208,810	258,848	301,033	347,144	369,999
	44	210,119	260,157	302,644	349,057	371,106

別表第3の才 医療職給料表(5)

職員 の 区分	職 務 級 の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	211,226	261,365	304,254	350,567	371,911
	46	212,535	262,674	305,966	351,977	372,818
	47	213,844	264,083	307,577	353,487	373,724
	48	215,153	265,392	309,288	354,997	374,630
	49	216,260	266,499	310,195	356,608	375,536
	50	217,368	267,607	311,705	357,414	376,341
	51	218,374	268,916	313,215	358,622	377,147
	52	219,482	270,225	314,826	359,628	377,952
	53	220,589	271,231	316,437	360,535	378,657
	54	221,596	272,339	318,048	361,642	379,362
	55	222,502	273,648	319,659	362,548	380,067
	56	223,509	274,957	321,169	363,656	380,771
	57	223,912	275,863	322,679	364,562	381,275
	58	224,818	276,870	323,887	365,267	381,879
	59	225,623	277,776	325,095	365,971	382,483
	60	226,429	278,883	326,303	366,676	383,188
	61	227,134	279,991	327,008	367,079	383,590
	62	228,140	280,997	327,914	367,683	384,295
	63	228,946	281,904	328,720	368,388	384,899
	64	229,852	282,910	329,525	369,092	385,503
再雇 用職 員以 外の 職員	65	230,557	283,414	330,431	369,394	385,906
	66	231,362	284,320	330,834	370,099	386,510
	67	232,268	285,025	331,539	370,804	387,114
	68	233,275	285,931	332,344	371,509	387,718
	69	233,980	286,938	333,150	371,811	388,121
	70	234,685	287,743	333,854	372,415	388,624
	71	235,289	288,548	334,559	373,120	389,128
	72	236,094	289,354	335,264	373,724	389,732
	73	236,900	290,159	335,767	374,026	390,034
	74	237,604	290,663	336,371	374,630	390,437
	75	238,309	291,065	336,875	375,335	390,839
	76	238,913	291,569	337,479	375,939	391,242
	77	239,618	291,770	337,781	376,341	391,544
	78	240,423	292,072	338,284	376,845	391,846
	79	241,229	292,274	338,687	377,449	392,148
	80	241,934	292,676	339,190	377,952	392,450
	81	242,437	292,878	339,593	378,456	392,652
	82	243,142	293,079	340,097	379,060	392,954
	83	243,846	293,482	340,600	379,563	393,256
	84	244,551	293,784	341,103	379,865	393,457
	85	245,155	294,086	341,405	380,268	393,658
	86	245,860	294,388	341,808	380,771	393,960
	87	246,565	294,690	342,312	381,174	394,262
	88	247,270	295,093	342,714	381,577	394,464

別表第3の才 医療職給料表(5)

職員 の 区分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	247,773	295,395	343,016	381,979	394,665
	90	248,276	295,797	343,419	382,483	394,967
	91	248,578	296,099	343,922	382,886	395,269
	92	248,981	296,502	344,325	383,288	395,471
	93	249,283	296,703	344,526	383,590	395,672
	94		296,905	344,929		
	95		297,207	345,433		
	96		297,610	345,835		
	97		297,811	346,037		
	98		298,113	346,439		
	99		298,516	346,842		
	100		298,918	347,144		
	101		299,120	347,446		
	102		299,422	347,849		
	103		299,825	348,252		
	104		300,127	348,654		
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	105		300,328	349,158		
	106		300,630	349,560		
	107		301,033	349,963		
	108		301,335	350,366		
	109		301,536	350,869		
	110		301,939	351,272		
	111		302,342	351,574		
	112		302,644	351,876		
	113		302,845	352,380		
	114		303,046			
	115		303,348			
	116		303,751			
	117		303,952			
	118		304,154			
	119		304,456			
	120		304,758			
	121		305,161			
	122		305,362			
	123		305,664			
	124		305,966			
	125		306,268			
再 雇 用 職 員		188,976	216,663	256,935	276,467	291,669

別表第4 技能職給料表

職員の 区分	職務 級の 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	131,286	183,136	204,984	251,800	281,098
	2	132,192	184,647	206,192	253,008	283,011
	3	133,199	186,157	207,602	254,116	284,823
	4	134,105	187,566	208,911	255,324	286,635
	5	135,112	188,875	210,219	256,230	288,448
	6	136,119	190,385	211,629	257,539	290,260
	7	137,126	191,795	213,038	258,646	291,972
	8	138,132	193,104	214,448	259,855	293,784
	9	138,938	194,513	215,757	260,962	295,294
	10	139,945	195,520	217,368	261,868	297,106
	11	140,952	196,829	218,979	263,076	298,818
	12	142,059	197,936	220,388	264,285	300,630
	13	142,864	199,145	221,596	265,291	302,040
	14	143,871	200,252	223,106	266,399	303,751
	15	144,878	201,360	224,617	267,406	305,362
	16	145,885	202,467	225,925	268,412	306,872
	17	146,992	203,474	226,832	269,419	308,382
	18	148,200	204,581	227,536	270,627	309,993
	19	149,409	205,588	228,442	271,735	311,604
	20	150,617	206,595	229,449	272,641	313,316
再雇 用職 員以 外の 職員	21	151,724	207,501	230,355	273,648	314,322
	22	152,932	208,608	231,866	274,755	315,732
	23	154,141	209,716	233,174	275,863	317,142
	24	155,349	210,723	234,282	276,870	318,652
	25	156,557	211,629	235,691	277,675	319,759
	26	158,067	212,535	237,000	278,782	321,269
	27	159,577	213,240	238,309	279,890	322,679
	28	161,088	214,146	239,618	280,997	324,088
	29	162,497	215,052	240,524	281,904	325,699
	30	164,007	216,260	241,732	283,011	326,907
	31	165,517	217,267	243,041	284,018	328,216
	32	167,028	218,173	244,249	285,025	329,424
	33	168,538	218,777	245,357	285,729	330,532
	34	170,350	219,985	246,666	286,635	331,438
	35	172,162	221,093	247,773	287,542	332,546
	36	173,975	222,301	248,981	288,649	333,653
	37	175,787	222,905	250,290	289,253	334,761
	38	177,498	224,113	251,397	290,159	335,868
	39	179,210	225,321	252,706	291,065	336,875
	40	180,921	226,429	254,015	291,972	337,882
	41	182,532	227,335	255,022	292,576	338,888
	42	183,942	228,543	256,331	293,582	339,895
	43	185,251	229,550	257,438	294,589	340,902
	44	186,660	230,657	258,747	295,495	341,909

別表第4 技能職給料表

職員 の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	188,170	231,765	259,553	296,200	342,815
	46	189,479	232,772	260,660	297,106	343,822
	47	190,889	233,879	261,868	298,012	344,829
	48	192,298	234,886	262,875	298,918	345,835
	49	193,607	235,893	264,083	299,623	346,741
	50	194,715	237,000	265,291	300,227	347,648
	51	195,822	238,108	266,499	300,932	348,554
	52	197,030	239,215	267,406	301,737	349,359
	53	198,138	240,323	268,312	302,342	350,165
	54	199,245	241,329	269,419	303,147	350,970
	55	200,151	242,236	270,627	303,852	351,775
	56	201,259	243,041	271,836	304,557	352,480
	57	202,366	243,947	272,641	305,261	353,185
	58	203,373	244,954	273,648	305,966	353,990
	59	204,380	245,961	274,755	306,771	354,796
	60	205,387	246,867	275,762	307,476	355,501
	61	206,494	247,672	276,769	308,080	356,205
	62	207,400	248,578	277,876	308,785	356,910
	63	208,306	249,485	278,682	309,490	357,615
	64	209,213	250,391	279,789	310,195	358,320
再雇 用職 員以 外の 職員	65	209,917	251,196	280,595	310,698	358,924
	66	210,723	252,002	281,400	311,201	359,427
	67	211,428	252,807	282,206	311,805	359,931
	68	212,233	253,512	283,011	312,410	360,434
	69	212,636	254,217	283,615	313,014	360,837
	70	213,240	254,821	284,421	313,416	
	71	213,542	255,223	285,226	313,920	
	72	214,045	255,626	285,931	314,423	
	73	214,247	255,827	286,736	314,725	
	74	214,851	256,230	287,441	315,229	
	75	215,354	256,734	288,246	315,732	
	76	216,059	257,237	289,052	316,135	
	77	216,260	257,539	289,656	316,336	
	78	216,965	257,942	290,159	316,638	
	79	217,468	258,445	290,663	316,940	
	80	218,072	258,948	291,065	317,242	
81	218,777	259,251	291,468	317,544		
82	219,180	259,553	291,871	317,846		
83	219,784	259,855	292,374	318,148		
84	220,489	260,157	292,878	318,450		
85	221,093	260,358	293,280	318,652		
86	221,596	260,559	293,884	319,054		
87	222,100	260,861	294,489	319,356		
88	222,804	261,163	295,093	319,558		

別表第4 技能職給料表

職員 の 区分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	223,308	261,365	295,395	319,759	
	90	223,912	261,566	295,898	320,061	
	91	224,516	261,969	296,401	320,363	
	92	225,019	262,170	296,804	320,665	
	93	225,422	262,472	297,207	320,867	
	94	225,925	262,875	297,710	321,169	
	95	226,429	263,177	298,214	321,471	
	96	226,932	263,479	298,717	321,672	
	97	227,234	263,680	299,019	321,873	
	98	227,738	263,982	299,422	322,176	
	99	228,241	264,184	299,925	322,478	
	100	228,744	264,486	300,429	322,679	
	101	229,147	264,788	300,831	322,880	
	102	229,651	264,989	301,234		
	103	230,255	265,291	301,536		
	104	230,859	265,593	301,838		
	105	231,261	265,795	302,140		
	106	231,765	265,996	302,543		
	107	232,067	266,298	302,946		
	108	232,470	266,499	303,348		
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	109	232,671	266,802	303,650		
	110	233,074	267,104	304,053		
	111	233,577	267,406	304,456		
	112	233,980	267,607	304,758		
	113	234,181	267,808	304,959		
	114	234,685	268,110	305,261		
	115	235,188	268,312	305,563		
	116	235,691	268,513	305,765		
	117	235,993	268,815	305,966		
	118	236,396	269,117	306,268		
	119	236,799	269,419	306,570		
	120	237,202	269,721	306,771		
	121	237,604	269,923	306,973		
	122		270,124	307,275		
	123		270,426	307,577		
	124		270,728	307,778		
125		270,929	307,980			
126		271,131	308,282			
127		271,433	308,584			
128		271,735	308,785			
129		271,936	308,986			
130		272,138	309,288			
131		272,440	309,591			
132		272,742	309,792			

別表第4 技能職給料表

職員の 区分	職務 級の 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職 員以外の 職員	133	円	円	円	円	円
	134		272,943	309,993		
	135		273,144			
	136		273,446			
	137		273,748			
再雇用職 員		194,916	206,091	224,717	245,659	276,567

別表第5 級別標準職務表

(1) 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主査の職務 2 主任の職務
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 主幹の職務 2 室長の職務 3 課長の職務 4 困難な業務を行う副主幹の職務
6級	1 部長又は副局長の職務 2 困難な業務を行う課長、室長又は主幹の職務
8級	事務局長の職務
9級	本部長の職務

(2) 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う職務
2級	相当高度の知識経験に基づき独自に研究を行う職務
3級	主任研究員の職務
4級	部長の職務
5級	副病院長、所長、センター長の職務

(3) 医療職給料表 (1) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 医師の職務
2級	1 循環器・脳脊髄センターの主任研究員の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3級	1 循環器・脳脊髄センターの副病院長又は部長の職務 2 リハビリテーション・精神医療センターの副病院長、部長又は副部長の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4級	1 循環器・脳脊髄センターの病院長の職務 2 リハビリテーション・精神医療センターの病院長の職務 3 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

(4) 医療職給料表(2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 4 臨床工学技士の職務 5 理学療法士又は作業療法士の職務 6 言語聴覚士の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 1 級に掲げる職務で困難な業務を行う職務
3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う薬剤師の職務
4 級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 薬剤部長の職務 2 主任専門員の職務 3 副部長の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
6 級	困難な業務を行う薬剤部長の職務

(5) 医療職給料表(3) 級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	看護師の職務 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う看護師の職務 3 特に困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	1 副看護師長又は主任専門員の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 副部長又は看護師長の職務 2 4 級に掲げる職務で特に高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
6 級	部長の職務

(6) 医療職給料表(4) 級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	介護福祉士の職務
2 級	主任の職務 1 級に掲げる職務で困難な業務を行う職務
3 級	主査の職務 副主幹の職務
4 級	主幹の職務

(7) 医療職給料表(5) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 公認心理師の職務 2 社会福祉士又は精神保健福祉士の職務
2 級	困難な業務を行う技師の職務
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務
4 級	1 主任専門員の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う副主幹の職務

(8) 技能職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5 級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
6 級	長期の経験に基づき極めて高度の技能を必要とする業務を行う職務

別表第6 級別資格基準表

(1) 事務職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2
			0	6	10	14	16
高校卒業程度	高校卒			8	4	4	2
			0	8	12	16	18
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(2) 研究職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級		
			1級	2級	3級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒			7
			0		7
	短大卒業程度	短大卒		2.5	7
			0	2.5	10
高校卒業程度	高校卒			5	7
			0	5	13
その他		中学卒		6	7
			3	9	17

備考 生物学その他高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者のうち、理事長が定める者に対するこの表の適用については、その者の知識経験を考慮して理事長が別に定める。

(3) 医療職給料表(1)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師 歯科医師	大学6卒		4
		0	4

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(4) 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	学歴 免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師 栄養士 衛生検査技師	大学卒			5	3	2
		0	0	5	8	10
	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
診療放射線 技師	大学卒			5	3	2
		0	0	5	8	10
臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	短大3卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11
診療エックス 線技師	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	5	10	13	15
		0	1	6	9	11
	短大2卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	5	10	13	15
その他	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	6	11	14	16
	中学卒		5	5	3	2
4		10	15	18	20	

備考 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(5) 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
看護師	大学卒			5	5	2
		0	5	10	12	
	短大卒			7	5	2
		0	7	12	14	
准看護師	准看護師		7	7	8	
	養成所卒	0	7	14	22	

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧保健婦助産婦看護婦法」という。)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(6) 医療職給料表(4)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
介護福祉士	短大卒		5.5	10.5	
		0	5.5	16	
	高校卒		8	11	
		0	8	19	

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、資格を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(7) 医療職給料表 (5) 級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2
0			6	10	14	16	
高校卒業程度	高校卒		8	4	4	2	
		0	8	12	16	18	
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(8) 技能職給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
高校卒		5	3	6	2
	0	5	8	14	16

別表第7 初任給基準表

(1) 事務職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度		1 級 25 号 給
	短大卒業程度		1 級 15 号 給
	高校卒業程度		1 級 5 号 給
そ の 他		高 校 卒	1 級 1 号 給

(2) 研究職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度		2 級 1 号 給
	短大卒業程度		1 級 15 号 給
	高校卒業程度		1 級 5 号 給
そ の 他		博 士 課 程 修 了	2 級 29 号 給
		修 士 課 程 修 了	2 級 13 号 給
		高 校 卒	1 級 1 号 給

(3) 医療職給料表(1) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	2 級 9 号 給
	大 学 6 卒	1 級 13 号 給

(4) 医療職給料表(2) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 15 号 給
	大 学 4 卒	2 級 1 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 卒	1 級 11 号 給
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
診療エックス線技師	短 大 卒	1 級 11 号 給
衛生検査技師	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 卒	1 級 11 号 給

(5) 医療職給料表 (3) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
看 護 師	大 学 卒	2 級 11 号 給
	短 大 3 卒	2 級 5 号 給
	短 大 2 卒	2 級 1 号 給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 1 号 給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当したもので、看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

(6) 医療職給料表 (4) 初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
短 大 卒	1 級 11 号 給
高 校 卒	1 級 1 号 給

(7) 医療職給料表 (5) 初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正 規 の 試 験	大学卒業程度		1 級 25 号 給
	短大卒業程度		1 級 15 号 給
	高校卒業程度		1 級 5 号 給
そ の 他		高 校 卒	1 級 1 号 給

(8) 技能職給料表初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
高 校 卒	1 級 17 号 給

別表第8 学歴免許等資格区分表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校又は特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、旧保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第9 修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が別に定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第10 昇格時号給対応表
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	

別表第10 昇格時号給対応表
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	
58	25	41	42	50	45	31	31	
59	26	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	27	43	45	53	47	31	31	
62	27	43	45	54	47	31		
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		
65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	50	32		
73	33	49	49	65	50	32		
74	33	49	49	66	50	32		
75	34	49	49	67	50	32		
76	34	49	50	68	50	32		
77	35	50	50	68	51	32		
78	35	50	50	68	51	32		
79	36	50	51	68	51	32		
80	36	50	51	68	51	32		
81	37	51	51	69	51	33		
82	37	51	52	69	51	33		
83	38	51	52	69	51	34		
84	38	51	52	69	51	34		
85	39	52	53	69	51	35		
86	39	52	53	70	51			
87	40	52	53	70	51			
88	40	52	53	70	51			
89	41	53	54	71	52			
90	41	53	54	72	52			
91	42	53	54	73	52			
92	42	53	54	74	52			
93	43	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					

別表第10 昇格時号給対応表
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						
115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

(2) 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22
49	23	17	31	23
50	23	17	31	23

(2) 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24
53	25	19	33	25
54	26	19	34	25
55	27	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	26
58	29	21	37	26
59	29	22	38	27
60	30	22	38	27
61	30	23	39	27
62	30	23	39	28
63	31	24	40	28
64	31	24	40	28
65	31	25	41	29
66	32	25	41	29
67	32	26	41	29
68	32	26	42	30
69	33	27	42	30
70	33	27	42	30
71	34	28	43	31
72	34	28	43	31
73	35	29	43	31
74	35	29	43	
75	36	30	44	
76	36	30	44	
77	37	31	44	
78	38	31	44	
79	39	32	45	
80	40	32	45	
81	41	33	45	
82	41	33	45	
83	42	33	46	
84	42	33	46	
85	43	34	46	
86	43	34	46	
87	44	34	47	
88	44	34	47	
89	45	35	47	
90	46	35		
91	47	35		
92	48	35		
93	49	36		
94	50	36		
95	51	36		
96	52	36		
97	53	37		
98	53	37		
99	54	37		
100	54	38		

(2) 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
101	55	38		
102	55	38		
103	56	39		
104	56	39		
105	57	39		
106	57	39		
107	58	40		
108	58	40		
109	59	40		
110	59	40		
111	60	41		
112	60	41		
113	61	41		
114	61	41		
115	61	41		
116	62	42		
117	62	42		
118	62	42		
119	63	42		
120	63	42		
121	63	43		

(3) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	28	33	25
50	28	34	26

(3) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
51	28	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29
54	29	37	30
55	29	38	31
56	30	38	32
57	30	39	33
58	30	39	34
59	30	40	35
60	31	40	36
61	31	41	37
62	31	41	37
63	31	42	38
64	32	42	38
65	32	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

(4) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25

(4) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27
58	33	42	46	38	37	27
59	34	43	47	39	37	27
60	34	44	48	40	38	27
61	35	45	49	41	38	27
62	35	46	50	41	38	27
63	36	47	51	41	39	28
64	36	48	52	42	39	28
65	37	49	53	42	39	28
66	38	50	54	42	40	
67	39	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	43	55	61	45	41	
74	43	55	61	45	42	
75	44	56	62	45	42	
76	44	56	62	45	42	
77	45	57	63	46	42	
78	45	57	63	46	43	
79	45	58	64	46	43	
80	46	58	64	46	43	
81	46	59	65	47	43	
82	46	59	65	47	44	
83	47	60	66	47	44	
84	47	60	66	47	44	
85	47	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		61	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		
98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		

(4) 医療職給料表(2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

(5) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29

(5) 医療職給料表(3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	41
77	61	53	65	57	41
78	62	54	66	58	41
79	63	55	67	59	42
80	64	56	68	60	42
81	65	57	69	61	42
82	65	58	70	61	42
83	66	59	71	62	42
84	66	60	72	62	42
85	67	61	73	63	43
86	67	62	74	63	43
87	68	63	75	64	43
88	68	64	76	64	43
89	69	65	77	65	43
90	70	66	78	65	43
91	71	67	79	66	44
92	72	68	80	66	44
93	73	69	81	67	44
94	73	70	82	67	
95	74	71	83	68	
96	74	72	84	68	
97	75	73	85	68	
98	75	74	85	68	
99	76	75	86	69	
100	76	76	86	69	

(5) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
101	77	77	87	69	
102	77	78	87	69	
103	78	79	88	70	
104	78	80	88	70	
105	79	81	89	70	
106	79	81	90	70	
107	80	81	91	71	
108	80	82	92	71	
109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	82	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	83	85	95		
118	83	85	95		
119	83	85	95		
120	83	85	96		
121	84	86	96		
122	84	86	96		
123	84	86	97		
124	84	86	97		
125	85	87	97		
126	85	87			
127	85	87			
128	86	87			
129	86	88			
130	86	88			
131	87	88			
132	87	88			
133	87	89			
134	88	89			
135	88	89			
136	88	90			
137	89	90			
138	89	90			
139	89	90			
140	89	90			
141	90	91			
142	90	91			
143	90	91			
144	90	91			
145	91	91			
146	91	92			
147	91	92			
148	91	92			
149	92	92			
150	92	92			

(5) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
151	92	93			
152	92	93			
153	93	93			
154	93				
155	93				
156	93				
157	94				
158	94				
159	94				
160	94				
161	95				
162	95				
163	95				
164	95				
165	96				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

(6) 医療職給料表 (4) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	2
11	1	1	3
12	1	1	4
13	1	1	5
14	1	1	6
15	1	1	7
16	1	1	8
17	1	1	9
18	1	1	10
19	1	1	11
20	1	1	12
21	1	1	13
22	1	1	14
23	1	1	15
24	1	1	16
25	1	1	17
26	2	2	18
27	3	3	19
28	4	4	20
29	5	5	21
30	6	6	22
31	7	7	23
32	8	8	24
33	9	9	25
34	10	10	26
35	11	11	27
36	12	12	28
37	13	13	29
38	14	14	30
39	15	15	31
40	16	16	32
41	17	17	33
42	18	18	33
43	19	19	34
44	20	20	34
45	21	21	35
46	21	22	35
47	22	23	36
48	22	24	36
49	23	25	37
50	23	26	38

(6) 医療職給料表 (4) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
51	24	27	39
52	24	28	40
53	25	29	41
54	26	30	41
55	27	31	41
56	28	32	42
57	29	33	42
58	29	34	42
59	30	35	43
60	30	36	43
61	31	37	43
62	31	38	44
63	32	39	44
64	32	40	44
65	33	41	45
66	33	42	45
67	34	43	45
68	34	44	45
69	35	45	45
70	35	46	46
71	36	47	46
72	36	48	46
73	37	49	46
74	38	50	46
75	39	51	47
76	40	52	47
77	41	53	47
78	41	54	47
79	42	55	47
80	42	56	47
81	43	57	47
82	43	57	48
83	44	58	48
84	44	58	48
85	45	59	48
86	46	59	48
87	47	60	48
88	48	60	48
89	49	61	49
90	49	61	49
91	49	62	49
92	50	62	49
93	50	63	49
94	50	63	
95	51	64	
96	51	64	
97	51	65	
98	52	65	
99	52	66	
100	53	66	

(6) 医療職給料表 (4) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
101	54	67	
102	54	67	
103	54	68	
104	54	68	
105	55	68	
106	55	68	
107	55	68	
108	55	68	
109	56	68	
110	56	68	
111	56	68	
112	56	68	
113	57	68	
114	57	68	
115	57	68	
116	57	68	
117	57	68	
118	58	68	
119	58	68	
120	58	68	
121	58	68	
122	58		
123	59		
124	59		
125	59		
126	59		
127	59		
128	60		
129	60		
130	60		
131	60		
132	60		
133	61		
134	61		
135	61		
136	61		
137	61		
138	61		
139	62		
140	62		
141	62		
142	62		
143	62		
144	62		
145	63		
146	63		
147	63		
148	63		
149	63		
150	63		

(6) 医療職給料表 (4) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
151	64		
152	64		
153	64		

(7) 医療職給料表 (5) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20
29	1	13	13	21
30	1	14	14	22
31	1	15	15	23
32	1	16	16	24
33	1	17	17	25
34	2	18	18	26
35	3	19	19	27
36	4	20	20	28
37	5	21	21	29
38	6	22	22	30
39	7	23	23	31
40	8	24	24	32
41	9	25	25	33
42	10	26	26	34
43	11	27	27	35
44	12	28	28	36
45	13	29	29	37
46	14	30	30	38
47	15	31	31	39
48	16	32	32	40
49	17	33	33	41
50	18	34	34	42

(7) 医療職給料表 (5) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
51	19	35	35	43
52	20	36	36	44
53	21	37	37	45
54	22	38	38	46
55	23	39	39	47
56	24	40	40	48
57	25	41	41	49
58	25	41	42	50
59	26	42	43	51
60	26	42	44	52
61	27	43	45	53
62	27	43	45	54
63	28	44	45	55
64	28	44	46	56
65	29	45	46	57
66	29	45	46	58
67	30	46	47	59
68	30	46	47	60
69	31	47	47	61
70	31	47	48	62
71	32	48	48	63
72	32	48	48	64
73	33	49	49	65
74	33	49	49	66
75	34	49	49	67
76	34	49	50	68
77	35	50	50	68
78	35	50	50	68
79	36	50	51	68
80	36	50	51	68
81	37	51	51	69
82	37	51	52	69
83	38	51	52	69
84	38	51	52	69
85	39	52	53	69
86	39	52	53	70
87	40	52	53	70
88	40	52	53	70
89	41	53	54	71
90	41	53	54	72
91	42	53	54	73
92	42	53	54	74
93	43	53	55	75
94		54	55	
95		54	55	
96		54	55	
97		54	55	
98		54	56	
99		55	56	
100		55	56	

(7) 医療職給料表 (5) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
101		55	56	
102		55	56	
103		55	57	
104		56	57	
105		56	57	
106		56	57	
107		56	57	
108		56	58	
109		56	58	
110		57	58	
111		57	58	
112		57	58	
113		57	59	
114		57		
115		57		
116		58		
117		58		
118		58		
119		58		
120		58		
121		58		
122		59		
123		59		
124		59		
125		59		

(8) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25

(8) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	46	30	28
59	23	47	31	28
60	24	48	32	28
61	25	49	33	29
62	26	49	34	29
63	27	50	35	30
64	28	50	36	30
65	29	51	37	31
66	30	51	38	31
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	57	51	36
80	44	58	52	36
81	45	58	53	37
82	45	58	54	37
83	46	59	55	37
84	46	59	56	37
85	47	59	57	37
86	47	60	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39

(8) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	57	66	72	
109	58	66	73	
110	58	66	73	
111	58	67	74	
112	59	67	74	
113	59	67	75	
114	59	67	75	
115	60	67	76	
116	60	68	76	
117	61	68	76	
118	61	68	76	
119	62	68	76	
120	62	68	76	
121	63	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第11

給料の調整に係る適用区分表

勤務箇所	職 員		調整数
循環器・脳脊髄センター	1	診療放射線技師及び診療エックス線技師	3
	2	放射線医学研究部に勤務し、常時核医学研究に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(1)の3級又は4級の職務にある者を除く。)	
	3	病理細菌技術者	
	4	理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	
	5	放射線医学研究部に勤務し、常時核医学研究に直接従事することを本務とする職員(2に掲げる者を除く。)	
	6	放射線医学研究部に勤務する医師で2及び5に掲げる者以外のもの(医療職給料表(1)の3級又は4級の職務にある者を除く。)	
	7	放射線医学研究部に勤務する研究職給料表の適用を受ける職員(2に掲げる者を除く。)	
	8	脳神経病理学研究部、放射線科診療部、臨床病理部若しくは臨床検査部に勤務する医師(医療職給料表(1)の3級又は4級の職務にある者を除く。)	
	9	脳神経病理学研究部に勤務する技能職員で常時危険な病原体等を直接取り扱う業務の補助業務に従事するもの	
	10	看護師、准看護師及び介護福祉士	1
	11	放射線医学研究部に勤務する医師(2、5及び6に掲げる者を除く。)	
	12	脳神経病理学研究部、放射線科診療部、臨床病理部若しくは臨床検査部に勤務する医師(8に掲げる者を除く。)	
リハビリテーション・精神医療センター	1	精神科診療部、認知症診療部及び診療支援部の放射線の業務に従事する医師(病院長及び副病院長を除く。)	2
	2	診療放射線技師、病理細菌技術者、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	
	3	精神病患者又は認知症患者を専ら入院させる病棟に勤務する看護師及び介護福祉士	
	4	公認心理師	1
	5	医師(病院長及び副病院長並びに1に掲げる者を除く。)	
	6	看護師及び介護福祉士(3に掲げる者を除く。)	

別表第11の2

調整基本額表

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円

2 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,300円
3級	10,900円
4級	11,700円
5級	14,500円

3 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,600円

4 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円

5 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円

6 医療職給料表(4)

職務の級	調整基本額
1 級	7,800円
2 級	9,300円
3 級	9,600円
4 級	10,600円

7 医療職給料表(5)

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円

8 技能職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

別表第12 管理職手当を支給する職及び区分

組織	職	区分
循環器・脳脊髄センター	病院長	一種
	副病院長 所長 センター長	二種
	部長（薬剤部長、看護部長を除く）	三種
	主任研究員 薬剤部長 看護部長	四種
	課長	五種
	副部長 室長 技師長	六種
	看護師長	七種
リハビリテーション・精神医療センター	病院長	一種
	副病院長	二種
	部長（薬剤部長及び看護部長を除く） 副部長（看護部副部長を除く）	三種
	薬剤部長 看護部長	四種
	課長	五種
	看護部副部長 室長 技師長	六種
	看護師長	七種
本部	本部長	一種
	局長	二種
	副局長	三種
	課長	五種
	室長	六種

別表第12の2 管理職手当の支給額

1 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9級	一種	119,900円
8級	二種	84,600円
6級	三種	66,500円
	四種	58,200円
	五種	49,900円
	六種	41,600円
5級	四種	55,500円
	五種	47,600円
	六種	39,700円
	七種	31,700円
4級	五種	44,400円
	六種	37,000円
	七種	29,600円
3級	五種	35,700円

2 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
5級	一種	129,300円
	二種	103,400円
4級	三種	80,600円
	四種	71,700円
	五種	62,700円
3級	四種	65,000円
	五種	56,900円

3 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	一種	137,700円
	二種	110,100円
	三種	99,100円
3級	二種	102,800円
	三種	92,500円
	四種	82,200円
2級	四種	76,400円

4 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
6級	四種	66,500円
5級	四種	62,800円
	五種	55,000円
	六種	47,100円
	七種	39,300円
4級	五種	41,800円
	六種	35,800円
	七種	29,900円

5 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当の額
6級	四種	69,300円
5級	五種	55,300円
	六種	47,400円
	七種	39,500円

6 医療職給料表(4)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	五種	55,000円
3級	六種	42,400円
	七種	35,300円

7 医療職給料表(5)

職務の級	区分	管理職手当の額
5級	四種	55,500円
	五種	47,600円
	六種	39,700円
	七種	31,700円
4級	五種	44,400円
	六種	37,000円
	七種	29,600円
3級	五種	35,700円

別表第12の3 役職手当を支給する職及び支給額

組織	職	役職手当の額
本部	リーダー	5,000円
循環器・脳脊髄センター及びリハビリテーション・精神医療センター	医 長	15,000円
	リーダー	5,000円

別表第13 初任給調整手当

期間の区分	支給額
	円
1年未満	308,600
1年以上2年未満	308,600
2年以上3年未満	308,600
3年以上4年未満	308,600
4年以上5年未満	308,600
5年以上6年未満	308,600
6年以上7年未満	308,600
7年以上8年未満	308,600
8年以上9年未満	308,600
9年以上10年未満	308,600
10年以上11年未満	308,600
11年以上12年未満	308,600
12年以上13年未満	308,600
13年以上14年未満	308,600
14年以上15年未満	308,600
15年以上16年未満	308,600
16年以上17年未満	305,300
17年以上18年未満	302,000
18年以上19年未満	298,700
19年以上20年未満	295,400
20年以上21年未満	292,100
21年以上22年未満	278,300
22年以上23年未満	264,300
23年以上24年未満	250,800
24年以上25年未満	236,900
25年以上26年未満	223,200
26年以上27年未満	205,600
27年以上28年未満	188,500
28年以上29年未満	171,200
29年以上30年未満	153,600
30年以上31年未満	135,600
31年以上32年未満	117,300
32年以上33年未満	99,400
33年以上34年未満	73,400
34年以上35年未満	49,100
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

別表第14

自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	通勤手当の月額	
	自動車(自動二輪車を除く。)	自動車(自動二輪車を除く。) 以外の交通の用具
4キロメートル未満	円 2,000	円 2,000
4キロメートル以上 6キロメートル未満	3,100	3,100
6キロメートル以上 8キロメートル未満	4,300	4,200
8キロメートル以上 10キロメートル未満	5,500	5,500
10キロメートル以上 12キロメートル未満	6,800	6,800
12キロメートル以上 14キロメートル未満	8,000	8,000
14キロメートル以上 16キロメートル未満	9,100	9,100
16キロメートル以上 18キロメートル未満	10,100	10,100
18キロメートル以上 20キロメートル未満	11,100	11,100
20キロメートル以上 22キロメートル未満	12,000	12,000
22キロメートル以上 24キロメートル未満	13,100	
24キロメートル以上 26キロメートル未満	14,300	14,300
26キロメートル以上 28キロメートル未満	15,400	
28キロメートル以上 30キロメートル未満	16,600	16,600
30キロメートル以上 32キロメートル未満	17,700	
32キロメートル以上 34キロメートル未満	18,900	
34キロメートル以上 36キロメートル未満	20,000	20,000
36キロメートル以上 38キロメートル未満	21,100	
38キロメートル以上 40キロメートル未満	22,300	
40キロメートル以上 42キロメートル未満	23,400	23,400
42キロメートル以上 44キロメートル未満	24,600	

44キロメートル以上 46キロメートル未満	25,700	
46キロメートル以上 48キロメートル未満	26,800	
48キロメートル以上 50キロメートル未満	28,000	
50キロメートル以上 52キロメートル未満	29,100	
52キロメートル以上 54キロメートル未満	30,300	
54キロメートル以上 56キロメートル未満	31,400	
56キロメートル以上 58キロメートル未満	32,600	
58キロメートル以上 60キロメートル未満	33,700	
60キロメートル以上 62キロメートル未満	34,800	
62キロメートル以上 64キロメートル未満	36,000	
64キロメートル以上 66キロメートル未満	37,100	
66キロメートル以上 68キロメートル未満	38,300	
68キロメートル以上 70キロメートル未満	39,400	
70キロメートル以上 72キロメートル未満	40,600	
72キロメートル以上 74キロメートル未満	41,700	
74キロメートル以上 76キロメートル未満	42,800	
76キロメートル以上 78キロメートル未満	44,000	
78キロメートル以上 80キロメートル未満	45,100	
80キロメートル以上 82キロメートル未満	46,300	
82キロメートル以上 84キロメートル未満	47,400	
84キロメートル以上 86キロメートル未満	48,600	
86キロメートル以上 88キロメートル未満	49,700	
88キロメートル以上 90キロメートル未満	50,800	
90キロメートル以上	51,400	

別表第15 加算を受ける職員及び加算割合

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級9級及び8級の職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
研究職給料表	職務の級5級の職員	100分の20
	職務の級4級の職員	100分の15
	職務の級3級の職員及び 職務の級2級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級3級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(1)	職務の級4級及び3級の職員	100分の15 (職務の級4級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の20)
	職務の級2級の職員	100分の10
	職務の級1級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(2)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(3)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(4)	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員で理事長の定める職員	
	職務の級3級の職員で理事長の定める職員 職務の級2級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(5)	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
技能職給料表	職務の級6級の職員で理事長の定める職員	100分の10
	職務の級5級の職員で理事長の定める職員	100分の5

別表第16 勤勉手当期間率表

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0